

令和 7 年度事業報告書
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

I. 会員数（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

- ・総会員数 1 4 6 社・団体
内訳
正会員 1 1 0 社
賛助会員 3 6 社・団体（企業 2 6 ・団体 1 0）
・対前年度増減数 1 社増

II. 具体的事業

1. 訪問販売取引適正化事業

（1）事業者向け教育啓発事業

1) 各種教育啓発

イ. 自主行動基準関係

・訪問販売企業の自主行動基準等の周知及び遵守

「訪問販売企業の自主行動基準」は、適正な事業活動の推進を目指し、これを遵守することによって社会的な信用を高める効果とともに、消費者から苦情となって寄せられた個々の事例の解決の判断基準になるものとして正会員の総意により定めたものである。同様に、訪問販売とほぼ一体的に行われる連鎖販売の適正取引を推進する観点から、「連鎖販売取引に係る自主行動基準」を定めている。さらに、これら自主行動基準の細則として、「商品別の禁止事項」及び「通常、過量に当たらないと考えられる分量の目安」を定めている。

当会は、これらの基準等を正会員へ周知し、各社の実情にあわせた自主行動基準の作成と、その実践を呼びかけるとともに、こうした会員の自主的取組みへの理解を広く社会に訴求する活動を展開した。なお、本年度は、とくに令和 6 年度において「訪問販売企業の自主行動基準」に追加した「認知症状の例示」の周知にも努めた。

また、消費者庁「デジタル取引・特定商取引法等検討会」の論点として掲げられた「詐欺的な投資商材を販売し、のちに連鎖販売取引に繋げていく、いわゆる後出し・ものなしマルチ」と呼ばれる問題商法への対応を検討するため、国民生活センター相談部より講師を招き情報交換の機会をもった。

ロ. ダイレクトセリングの消費者志向チェックリストによる自己点検の実施

当会では正会員の自社の体制について自己点検調査を数年単位で実施している。

チェック項目は、①消費者志向経営方針、②コンプライアンス体制、③販売員教育体制、④苦情対応体制（再発防止体制を含む。）、⑤販売マニュアル等、⑥自主行動基準（高齢者等保護対策を含む。）の 6 つに区分、全体で 8 4 項目にわたる。

本年度は、令和 6 年度に行った調査の結果をもとに各社が体制整備をすすめた。また、当会への加入申請企業が同チェックリストを用いて自己点検を行った。

ハ. 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」の作成及び周知

カスタマーハラスメントを禁止する東京都条例が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことを

踏まえ、当会及び会員社においても、カスハラ問題への適切な対応に資するため、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を作成し、理事会の決議を経て会員社へ周知・啓発を実施した。この取組みは「東京都カスハラ防止対策推進事業（団体向け奨励金）」の趣旨と一致しているため、同奨励金事業の一環として実施した。基本方針の内容は30ページを参照。

二. 各種セミナー及び研修等関係

・コンプライアンスセミナー

消費者取引の適正化推進の観点からコンプライアンスセミナーを開催した。

開催日：令和8年3月3日（火）

場 所：KOKO HOTEL新宿四谷

方 法：オンライン併用

受講者：50名

テーマ及び講師：

- ・訪問販売、連鎖販売取引の規制のポイントと処分事例

消費者庁取引対策課 消費者取引対策官 飯田 匡一 氏

消費者庁取引対策課 消費者取引対策官 根来 佑樹 氏

- ・景品表示法の規制のポイントと処分事例

消費者庁表示対策課 景品・表示調査官 武田 英也 氏

・リスクマネジメントセミナー

消費者問題の未然防止と適切な事後対応に資するため、企業のリスクマネジメントをテーマにセミナーを開催した。

開催日：令和7年11月28日（火）

場 所：大阪コロナホテル

方 法：オンライン併用

受講者：53名

テーマ及び講師：

- ・企業におけるSNSの炎上リスク

シエンプレ（株）カスタマーサクセス推進部マネージャー

（一社）デジタル・クライシス総合研究所主席研究員 前薮 利大 氏

- ・企業のリスクマネジメントとカスタマーハラスメント

柴田CSマネジメント（株）代表取締役 柴田 純男 氏

- ・訪問販売等を巡る苦情相談と処分情報分析

（公社）日本訪問販売協会 専務理事 大森 俊一

・特定商取引法基礎講座

特定商取引法は訪問販売や連鎖販売取引など7つの取引形態を対象に事業者が守るべきルールを定めている。同法の基本的事項の習得を目的として、事業者をはじめ都道府県や消費生活センター等の職員、相談員を対象に開催した。

＜第1回＞

開催日：令和7年9月30日（火）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：358名

テーマ及び講師：

特定商取引法における訪問販売の規制の概要について

高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

＜第2回＞

開催日：令和8年3月25日（水）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：217名

テーマ及び講師：

特定商取引法における連鎖販売取引の規制の概要について

高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

・JDSAセミナー（旧：消費者相談担当者講習会）

社会を取巻く様々な情勢の変化と課題を踏まえ事業者が果たすべき役割を認識し、その意識を高め、広く高い見識をもって消費者問題へ対応できるように広報委員会の企画・立案により本年度からJDSAセミナーを開催した。

＜第1回＞

開催日：令和7年11月28日（金）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：9名

テーマ及び講師：

最近の消費動向 ーデータで読み解く物価と暮らしー

ニッセイ基礎研究所生活研究部 上席研究員 久我 尚子 氏

＜第2回＞

開催日：令和7年12月17日（水）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：25名

テーマ及び講師：

連鎖販売取引を考える

東京経済大学名誉教授・弁護士 村 千鶴子 氏

聞き手：（公社）日本訪問販売協会 専務理事 大森 俊一

＜第3回＞

開催日：令和8年2月20日（金）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：51名

テーマ及び講師：

①令和7年度の行政の執行監視状況について

②ヘルスケアビジネス業界の広告自主基準動向

広告表示実務アドバイザー 宮本 和洋 氏

・ 広告表示セミナー

開催日：令和7年6月25日（水）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：33名

テーマ及び講師：

＜基調講演＞

- ・ 景品表示法における表示規制のポイント

池田・染谷法律事務所 弁護士 染谷 隆明 氏

- ・ 事例紹介－合理的根拠の確認どこまでやればいいのか？－

広告表示実務アドバイザー 宮本 和洋 氏

＜トークセッション＞

- ・ 広告活動における社内の表示管理体制（不当表示にならないために）

登壇者：上記の講師2名

進行：（公社）日本訪問販売協会 専務理事 大森 俊一

・ 第3回ダイレクトセリング消費者志向経営フォーラム

第3回目のフォーラムを経済産業省の後援を得て開催した。なお、本フォーラムは、「東京都カスハラ防止対策推進事業（団体向け奨励金）」の趣旨に一致していることから、同奨励金事業の一環として実施した。

＜背景と目的＞

カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）の行為は、企業の適切な事業活動にも悪影響を及ぼすなど、社会的に看過し得ない大きな問題として捉えられています。なぜなら、カスハラの行為は、その内容によっては、暴行や傷害、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱、業務妨害、不退去などに該当し、刑法の適用対象となり得るからです。また、その一方で、刑法違反に当たらない程度の過度な要求や迷惑行為などの事例も多数事例として存在し、企業で顧客対応業務を行う従業員にとって大きな弊害となっています。

このような情勢のもと、東京都は令和7年4月1日に、顧客と事業者が相互に尊重し合う公正かつ持続的な社会を目指すため、「カスハラ防止条例」を施行しました。

また、厚生労働省は令和7年6月11日に、「労働施策総合推進法」を改正・公布（1年半以内に施行）し、カスハラから従業員を守るための対策を事業主の「雇用管理上の措置義務」とし、義務に違反した事業主には、助言、指導又は勧告を行い、勧告に従わない場合は公表できることとしました。

今後、企業は、カスハラ対策（従業員保護）を強化しつつ、その一方において、消費者志向（顧客満足）の現状の体制を維持・向上させていかなければなりません。過度に、防衛的な姿勢や方策をとれば、企業と顧客の良好な関係の妨げになるので、双方のバランスをとることが重要といえるでしょう。

そこで、本フォーラムでは、①第一部で「カスハラ対策と顧客満足」をテーマに掲げ、事業主のあるべき考え方や体制整備を検討する場として、基調講演とトークセッションを行い、②第二部では、当会の表彰制度に基づき選考委員会で選定した会員事業者による消費者志向の活動の表彰セレモニーを行いました。

<開催日等>

開催日：令和8年1月8日（木）

会 場：明治記念館

後 援：経済産業省

参加費：無料

参加者：61名

方 法：リアル開催

タイムスケジュール：

13:50-13:55	フォーラム開会式(5分) ・開会の辞 日本訪問販売協会事務局 ・会長挨拶 日本訪問販売協会 中 陽次 会長	1 階「芙蓉」
13:55-15:25	【第一部】(90分) ○ 基調講演 (40分) 改正・労働施策総合推進法ーカスハラ体制の整備ー 一橋大学名誉教授・弁護士 松本 恒雄 氏 ・事業主のカスハラ対策義務を立法化した背景と理由 ・カスハラの定義 ・事業主がカスハラ防止のため雇用管理上とるべき措置 ・カスハラ防止のため国、事業者、労働者、顧客の責務 ・義務違反事業者への行政措置 ○ トークセッション・質疑応答 (50分) カスハラ対策と消費者志向経営（仮題） 登壇者 一橋大学名誉教授・弁護士 松本 恒雄 氏 柴田CSマネジメント（株） 柴田 純男 氏 ・今回の法整備への評価や課題について ・実効性確保のためどのような体制整備が必要か ・消費者志向の姿勢と従業員保護の両立させるには ・その他	

・「東京都カスタマーハラスメント防止条例」説明会

東京都が令和7年4月1日に施行した「カスタマーハラスメント防止条例」の説明会を当会主催により開催した。同条例は顧客等から就業者に対して行われる暴行や過度な要求等のカスタマーハラスメント行為の防止を通じ、労働者の働きやすい環境を守ることを目的としている。また、都は同条例に対する労働現場の理解及び実践を推進するため、「カスタマーハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）」を策定した。

これを機に、カスタハラ防止に対する社内の体制整備の重要性から、同説明会の講演の内容を「季刊ダイレクトセリング秋号172」号の特集記事として掲載し、全会員社へ周知し啓発を行った。

開催日：令和7年7月11日（金）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：55名

テーマ及び講師：

東京都カスタマーハラスメント防止条例等について

東京都産業労働局 雇用就業部 労働施策担当課長 島田 諒 氏

・高齢者見守り人材向け講座（東京都）

東京都は地域における高齢者の見守りを担う人材の育成活動に力を注いでいる。その活動促進の一環として、「高齢者見守り人材向け講座」を（公社）全国消費生活相談員協会へ委託し実施している。当会もその業務の趣旨に賛同し、同協会からの声掛けに応じ、当会の会員社を対象に講座を開催した。

開催日：令和8年2月26日（木）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン

受講者：15名

テーマ及び講師：

訪問販売事業者が行う高齢者の見守りのポイント

（公社）全国消費生活相談員協会 遠山 尚恵 氏

・事業報告・地域交流会

本行事は、当会の総会の開催後の時期を狙って開催。次第は、総会開催報告と地域の会員交流促進を目的に初の試みとして実施した。開催地は大阪と福岡、2都市とも地元の経済産業省経済産業局の協力・支援を得てゲストスピーカーを招いた。経済産業局の講演を第一部、第二部は当会より総会報告、登録制度などの諸活動を説明。経済産業局は管内の地域経済の現状を紹介しその後名詞交換、情報交流を行い閉会した。

開催日：大阪 令和7年7月23日（水）

福岡 令和7年7月24日（木）

場 所：大阪 大阪府立男女共同参画・青少年センター

福岡 東洋ホテル

参加者：両地区計 20 名

次 第：

14:00～ 開会

14:00～14:40 地域経済の活性化と産業振興政策等について

経済産業省 近畿経済産業局

経済産業省 九州経済産業局

14:40～15:00 休憩・名刺交換

15:00～15:30 第 4 6 回通常総会報告、新規事業について

(公社) 日本訪問販売協会 事務局

15:30 閉会

ホ. 電話・オンライン法律相談会

本年度も下記の通り相談会を 2 回開催した。相談時間は 1 社あたり 20 分から 30 分。受付時間は 13 時 00 分～16 時 00 分。会場は当会事務所。相談方法は電話又はオンライン。相談の対象となる主な法令は特定商取引法をはじめ割賦販売法、景品表示法、薬機法、個人情報保護法のほか民法など。

回	開催日	回答者
第 1 回	令和 7 年 7 月 9 日 (水)	弁護士 高芝 利仁 氏
第 2 回	令和 7 年 12 月 10 日 (水)	同上

へ. 特定の商品等の懇談会

本年度は、次の通り広告表示研究会、特定商取引法研究会、家庭訪問事業者による懇談会を各 1 回開催した。

・ 広告表示研究会

適正な広告表示の在り方を研究するため専門家を交え意見交換を行った。なお、同研究会はこれ以降 JDSA セミナーの中に組み入れ継続した。

<第 26 回>

開催日：令和 7 年 9 月 12 日 (金)

場 所：(公社) 日本訪問販売協会

方 法：オンライン

参加者：34 名

テーマ：

- ・ 景品表示法の執行状況について
- ・ 健康、美容広告関連の相談事例のポイント

・ 特定商取引法研究会

今回は賛助会員として当会の加盟している企業の協力を得て講演を行い、その後参加者相互の交流のため懇親会を開催した。

<第 21 回>

開催日：令和 7 年 8 月 8 日 (金)

場 所：ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷2階会議室

参加者：15名

テーマ：

影響力ではなく「共感力」で咲く時代へーネットワークビジネスの未来を語るー

(一社)根っこワーク協会 CEO 野口 悦子 氏

COO 山上 マミ 氏

※講演後、引き続き同ホテルにおいて懇親会を開催

・家庭訪問事業者による懇談会

＜第3回＞

開催日：令和7年9月10日（水）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

参加者：5名

テーマ：

- ・悪質クレマーの体験で学んだこと

ト．適正取引推進のための早期啓発関係

本年度において、消費者相談室で受け付けた196件の事例のうち相談者の申出内容からみて問題性があると考えられた事例は54件、うち会員に関わる事例は25件であった。何れのケースも適正取引推進に資するため、直ちにトラブルの発生要因等の情報を共有し改善を促した。

また、上記のほか正会員2社とは、当該正会員の相談室をはじめ当会相談室、消費生活センターに寄せられた相談情報等を総合的にふまえ、適正取引推進に資する情報交換の機会を設けた。

チ．各種刊行物の作成頒布関係

本年度における各種の法律テキストの頒布状況は次の通りである。

- | | |
|-----------------------|--------|
| ・標準カリキュラム教材 | 562部 |
| ・専門カリキュラム教材 | 570部 |
| ・特定商取引法ハンドブック | 1,453部 |
| ・早わかり特商法ガイド【訪問販売のルール】 | 1,000部 |

リ．事業活動に係る広報関係

・季刊ダイレクトセリングの発行

本年度も広報委員会の企画により170号から173号までの4回発行した。

配布先：会員企業、行政機関や全国の消費生活センター、消費者団体、メディア、都道府県商工会議所連合会及び三大都市圏商工会議所、建設許可行政庁（国土交通省・都道府県）

体 裁：A4サイズ×12ページ（発行月により異なる）

部 数：合計約 8,000部

構 成：特集記事、ダイレクトセリングQ&A、協会インフォメーション、名刺広告（夏と春のみ）等

号	月	特集記事 等
2025年春 (170号)	4月	・新会長就任の挨拶 中 陽次 会長 ・特集記事 第145回消費者相談担当者講習会 「企業相談業務におけるA I 活用の新時代ー価値創造、課題、そして可能性」 (株)カラクリ表取締役CEO 小田 志門 氏 ・令和7年度ダイレクトセリング消費者志向優良活動表彰の募集 ・ダイレクトセリングQ&A (監修：弁護士 高芝 利仁 氏) 給湯器の訪問販売の書面に不備があり、クーリング・オフしたが、販社がこれを認めず取付けた場合、支払わなければならないか。 ・協会インフォメーション 令和6年度訪問販売員教育指導者資格試験結果概要/令和7年新年賀詞交歓会について ・JDSAダイアリー
2025年夏 (171号)	7月	・特集記事 制度開始30周年を迎えて 訪問販売員教育指導者資格講座のさらなる活用を！ ・暑中お見舞い ・ダイレクトセリングQ&A (監修：弁護士 高芝 利仁 氏) 訪問販売で、便器とタンクを取替える契約をしたが、半年後に書面不備を理由にクーリング・オフした。原状回復はどうなるか。 ・協会インフォメーション 第46回通常総会及び懇親会/第216回理事会(役職者選任)/訪販協メルマガの創設/当会作成の消費者啓発資料 ・JDSAダイアリー
2025年秋 (172号)	10月	・特集記事 求められる「カスタマーハラスメントへの対策。ー就業者を守ることが事業の継続的成長につながるー」 東京都産業労働局雇用就業部労働施策担当課長 島田 諒 氏 ※本特集記事の掲載は、「東京都カスハラ防止対策推進事業(団体向け奨励金)」の趣旨に合致していることから、同奨励金事業の一環として実施。 ・ダイレクトセリングQ&A (監修：弁護士 高芝 利仁 氏) 自宅を訪ねてきた販売員に「これを飲めば、寝たきりにならない」と言われ健康食品を契約。一部開封したが、返品したい。 ・協会インフォメーション 事業活動報告・地域交流会(近畿・九州)/広告表示研究会/特定商取引法基礎講座/会員企業の「CSR社会貢献活動」及び「女性活躍支援」の取り組み ・JDSAダイアリー
2026年新春 (173号)	1月	・年頭所感 中 陽次 会長 ・特集記事

		ダイレクトセリング事業者による見守り活動 株式会社アサンテ / 株式会社ダスキン ・ザイハン・アリフィン マレーシア訪問販売協会会長の来日 ・ダイレクトセリングQ&A（監修：弁護士 高芝 利仁 氏） 国と市の補助金を前提に太陽光発電と蓄電池等の契約をしたが、契約後、国の補助金は申請できないことがわかった。解除できないか。 ・経済展望 事業創造大学院大学学長 五月女 政義 氏 ・協会インフォメーション 令和6年度年度訪問販売業界売上高推計/同「訪問販売ホットライン受付概要」を発行/新規入会企業紹介 ・J D S Aダイアリー
--	--	---

・ 訪販協活動報告

本年度においても会員向け情報連絡誌として当会における会議等の開催状況、行政の動きなどを紹介するため4回発行した。

・ ホームページの活用(会員企業の「CSR・社会貢献活動」と「女性活躍支援」)

本年度においても正会員企業の「CSR・社会貢献活動」及び「女性活躍支援」を紹介するページを継続して掲載した。趣旨は会員企業が実施している両活動等をホームページで紹介することにより、ダイレクトセリング企業に対する理解促進の一助とするためである。本年度の掲載募集は、令和7年6月23日付、協会名文書を会員宛に送付し実施した。

本年度での調査の結果3月末時点で集計した掲載数は「会員企業のCSR・社会貢献活動」は27社、「会員企業の女性活躍支援」は15社となっている。

なお、協会ホームページで紹介している会員の各活動概要は、会員会社の該当するホームページにリンクする仕組みになっている。

＜関係ページのバナー＞

○ 会員企業のCSR・社会貢献活動 参加企業数27社 	○ 会員企業の女性活躍支援 参加企業数15社 
---	--

2) 訪問販売員教育指導者資格制度

開催日：令和7年10月21日（火）～令和8年1月23日（金）

会 場：東京2回（全国家電会館）、大阪（大阪コロナホテル）、福岡（福岡朝日ビル）

企業内における販売員教育体制の中核となる指導管理者に対する資格認定制度である。受講者は特商法、指導管理者に必要な事項について講座を受講し、筆記試験を受け、合格者には協会から「訪問販売員教育指導者資格証」を交付する。合格基準は100点満点中70点以上を取得し、かつ、特定商取引法に関する問題について誤答が2つ以内とした。受講者は91名で、合格者は52名（再試験を含む）であった。本制度創設以来、合格者

は合計4,739名となった。

なお、令和7年度の受講者はオンライン講座を受講した上で、会場で行う講座を任意で受講し、筆記試験は会場で受けた。

各地区の試験結果及び最終の合格率は以下のとおりである。

＜筆記試験の状況＞

東 京（1回目）開催日：令和7年10月21日（火）
場 所：全国家電会館 受講者数：24名（欠席0名）
（2回目）開催日：令和7年10月23日（木）
場 所：全国家電会館 受講者数：40名（欠席1名）
（再試験1回目）開催日：令和8年1月16日（金）
場 所：全国家電会館 受講者数：19名（欠席1名）
（再試験2回目）開催日：令和8年1月19日（月）
場 所：全国家電会館 受講者数：22名（欠席2名）
大 阪 開催日：令和7年10月24日（金）
場 所：大阪コロナホテル 受講者数：19名（欠席2名）
（再試験）開催日：令和8年1月21日（水）
場 所：大阪コロナホテル 受講者数：14名（欠席1名）
福 岡 開催日：令和7年10月29日（水）
場 所：福岡朝日ビル 受講者数：8名（欠席0名）
（再試験）開催日：令和8年1月23日（金）
場 所：福岡朝日ビル 受講者数：4名（欠席0名）

＜合格率＞ 受講者数：91名、合格者数：52名（合格率：57.1%）

3）訪問販売員登録制度（「JDSA教育登録制度」）

本制度は、教育啓発を通じて販売員の資質の向上を図り、訪問販売取引の公正・適正化に資することを目的に協会創設当初から実施しているものである。平成25年度から、内容及び運用の見直しを行い、新たな制度として再スタートしている。正会員に対して標準となる教育カリキュラムを示し、正会員は当該標準カリキュラムに準拠した社内教育の内容を盛り込んだ教育計画書を作成・提出して事務局の承認を受け、承認された計画書に沿って販売員教育を実施して試験（評価）に合格した販売員を当協会に届け出る（協会に登録する）こととしている。

令和8年3月末現在の登録者数は38社444,626名であった。登録者の人数は前年度比で2,147名増となった。

また、本年度は、登録証の発行作業を電子化するために必要な規定変更を行い、デジタル登録証発行システムの運用を開始した。

4）第3回ダイレクトセリング消費者志向優良活動表彰事業

第3回の表彰事業を次の通り実施した。

・経緯

令和7年7月31日に、選考委員の顔合わせを兼ね表彰制度の説明会を開催し、今回の表

彰候補となり得る活動（推薦人の意見）などを紹介した。同年１１月５日に選考委員会を開き、開会に先立ち松本恒雄委員を委員長に選出し選考作業に入った。まずは、候補の正会員企業２社の活動（推薦人：柴田純男理事）を事務局が資料に基づき説明し、それぞれの会社のヒアリングを実施した。ヒアリングはオンラインにより個別に１社２５分程度、委員の質問に応答する方法により行われた。その後選考に入り、厳正な審査の結果、両社の活動とも優良であるとの意見で一致をみた。選考結果はその後理事会へ報告、令和８年１月８日に開催した第３回消費者志向経営フォーラム第２部の表彰セレモニーにおいて、会長から２社に対し、それぞれ表彰状と記念品のクリスタルトロフィーが贈呈された。

- ・優良活動表彰選考委員会委員（敬称略） ※専務理事以外の委員
委員長 松本 恒雄 一橋大学名誉教授・弁護士
委員 岡田 ヒロミ 消費生活専門相談員
委員 釘宮 悦子 消費生活アドバイザー
委員 増田 悦子 （公社）全国消費生活相談員協会 理事長

・２社の活動及び選考委員の講評

株式会社ポーラ

社名	株式会社ポーラ	代表者	代表取締役社長 小林琢磨
住所	東京都品川区西五反田 2-2-3		
設立	1946 年 7 月 11 日	当会加入	1980 年 4 月 1 日
取扱商品等	化粧品、健康食品、エステ 等		
推薦者	柴田純男 氏 ※当会理事		
表彰対象区分	消費者対応に関連する活動		
活動名称	お客様への対応品質向上の取組み		

株式会社ポーラは1929（昭和4）年に創業。化粧品の販売事業は1946（昭和21）年から開始しているが、近年では店頭販売にも力を注ぐ当会の正会員企業である。今般の表彰候補として取り上げる活動は、同社の「お客様への対応品質向上」の取組みである。同社は、お客様相談室における相談業務を、顧客や社会と企業をつなぐ役割を果たし、企業ブランドの価値の創出、ポーラファンを増やしていくことをミッションとして位置付けている。これを達成するため主として二つの取組みを行っている。

①一つ目は、「お客様の申出の真意を聴き取る業務」について、「感動接客率」という部門目標を設けている。「有難う」以上の言葉として「あなたへ連絡して本当に良かった」と言っていただける対応を「感動接客」と定義し、各相談員が、日ごろの業務において、自身の対応が「感動接客」をしたと思えたときには、受付システムに自己申告をする。月に1度、これらを一覧化したデータを相談員全員で共有し評価しあう機会を設け、その中から「いい対応をしたね」と言える事例を数件選択し、担当者本人から、「どのような考え方で対応をしたのか」を発表してもらう。自己申告制であるため、これを目標化することにより、常に感動接客を意識し業務を行うようになる。また、結果を称賛し合うことで、モチベーションの向上にも繋がり、競争意識も生まれる。このように対応時に意識したことを全員で共有することで、気づきが生まれ、相談室全体の対応品質の向上につながることを期している。

なお、サポートサービスにおける世界最大のメンバーシップ団体HD I の日本拠点HD I・J a p a n（運営：シンクサービス株式会社、本社：神奈川県川崎市 代表取締役：山下辰巳）が主催する『Webサポート/問合せ窓口格付け』2025年（化粧品メーカー業界）の調査結果により、「ポーラお客さま相談室」「ポーラ公式ホームページ」が、最高評価の三つ星を獲得した。これにより「ポーラお客さま相談室」は5年連続、「ポーラ公式ホームページ」は3年連続の三つ星の獲得となる。

参考情報：

専門審査員の評価コメント 【問合せ窓口 部門】★★★

自信のあるプロらしさと顧客が話しやすいようなカジュアルさもあり、気兼ねなく相談ができる。従来商品との違いや使い方も分かりやすく、商品の魅力を丁寧に伝えてくれる。さらに顧客のペースを大事に一緒になって対応を進めているので一体感がある。

②二つ目は、社内に向けて情報発信をする業務である。2023年度の同社相談室で受け付けた相談は14,000件、そのほとんどが製品の購入場所、あるいは、キャンペーンや製品の使い方に関する問合せで占め、クレームは3%ほどであった。この中から社内へ伝達すべき情報を選択し様々な方法で伝えていく。具体的には、(1)1週間の傾向と気になる声などをまとめた週報(CS Weekly)の発行、(2)一定期間の傾向をテーマごとに編集し発行する「CSボード」がある。また、(3)お客様からの販売員等の接客に対する好評価事例については、社長名の感謝状を贈呈する「GOOD VOICE表彰」や、(4)お客様の声からの気づきを改善策として提案する「エフォートレス改善提案」などを行っている。顧客からの称賛の事例を共有することは、全員の気づきにつながり、対象とならなかった接客担当者にとってもモチベーションの向上につながることを期待できる。同社は、お客様からの申出の真意を探り、発信することの方法を様々な工夫し形を変えながら継続することで、社内への「お客様視点」の浸透を推進している。

(選考委員の意見・評価)

- ・同社は相談業務を顧客や社会と企業をつなぐ重要な役割と位置づけ、企業ブランドの価値創出、ポーラファン増加のために二つの取組みを行っている。①感動接客率の自己申告、発表、評価の取組みは、相談員の連帯感を生みモチベーションと対応品質の向上に期待できる。②社内向け情報発信の取組みは、社内へ「お客様視点」を浸透させ、営業部門のみならず社内全体のモチベーションと相談員の使命感の向上につながっている。社内における相談室の位置付けや評価は、ひいては社会や消費者の評価につながることを伝えたい。
- ・消費者対応において顧客の真意を聴き取ることは必ずしも容易ではない。しかし、感動接客件数の自己申告は、相談員個人の対応力やモチベーションを向上させるだけでなく、対応事例を共有することで組織全体の底上げに繋がり、「ES（従業員満足）からCS（顧客満足）へ」の実践例として特筆すべき取組といえる。これからもこの取組を継続・進化させ、社内への発信力をさらに高めていただきたい。
- ・お客様相談室の相談員の方々が、感動接客を目指しかつ自己申告することに抵抗なく、お互いを評価、共有していることは素晴らしい。それができるのは、会社の理念や目的を理解しているからであろう。また、相談の背景にあるお客様の事情を把握して対応す

ることは、デジタルでは不可能であり、人が対応することの最大のメリットである。お客様相談室からの情報を他の部署が重要課題として受け止めていることも、企業としてのあるべき姿であると思う。

- ・お客様相談室における相談業務において「感動接客率」という目標を設けて、各相談員が「感動接客」をしたと思えたときはシステムに自己申告するとともに、相談員全員でそれを共有・評価しあう機会を設けて、相談員全体の底上げができるようにしている。さらにお客様の直接の質問に答えるだけでなくその背景にあるかもしれない問題についても聞き出すなどして積極的に取り組んでいる。いわば、相談業務を企業のマーケティング戦略の一部として位置づけているところがある。
- ・感動接客率向上を部門目標に掲げている点は、企業のお客様相談窓口の対応を通して、企業のファンを増やし、ひいては売上向上にも寄与することになれば、これはいわば戦略的な消費者対応の手法であり、ダイレクトセリング事業の一層の近代化に貢献することを期待したい。

株式会社マナビス化粧品

社名	株式会社マナビス化粧品	代表者	代表取締役社長 兼子慎一
住所	千葉県浦安市千鳥 15 番地 9		
設立	1972 年 7 月 1 日	当会加入	2007 年 3 月 19 日
取扱商品等	化粧品、医薬部外品、洗浄剤、頭飾品等の販売		
推薦者	柴田純男 氏 ※当会理事		
表彰対象区分	消費者・社会の要望を踏まえた改善等に関連する活動		
活動名称	製販一体による環境保全促進の取り組み		
株式会社マナビス化粧品は、化粧品や医薬部外品、洗浄剤などの製品を訪問販売や連鎖販売の方法等により販売を行う当会の正会員の企業である。今般の表彰候補として取り上げる活動は、製販一体による環境保全推進活動である。			
株式会社マナビス化粧品は、メーカー（株式会社マナビス＝親会社）と一体となり、電気やガスエネルギーの使用量の削減およびプラスチック使用量の削減に努めるなど、環境保全の活動を通して、企業としての社会的責任を果たそうというものである。メーカーは、2001年に環境に関する国際規格ISO14001認証を取得。2003年には両社の敷地内に風力発電設備を設け、2019年7月に両社の建屋内全館の照明をLEDに交換。2022年1月には両社の建屋内すべての窓に紫外線100%及び赤外線99%カットフィルムを貼りつけるなどして、電気の使用量の大幅な削減を目指した。その結果、この20年間で両社の電気使用量は35%、ガス使用量は56%、水道使用量は51%、廃棄物排出量については90%程度の削減を実現した。			
上記と共に、株式会社マナビス化粧品は、2021年に、環境配慮型製品の販売を開始し、「マナビス・エコ・プロジェクト」を立ち上げ、まずは、2つの製品について、リニューアルを実現し、廃棄するプラスチック量を9割削減した。これにより現在のエコ対象の製品は9アイテム（最初の製品は2022年7月発売）となり、製品に付随するツール品（備品）は5アイテムとなった。こうした製販一体による両社の環境保全の一連の取り組みは、ホームページにより周知しているが、広報の効果は、なんといっても、製品愛用者の口コミで広がる株式会社マナビス化粧品の販売システム（組織加盟者数は令和7年6月末時点で90,758名）によるところが大きいと言えよう。例えば、エコ			

製品の普及・発売時に行われるエコキャンペーンでは、エコ製品を購入した会員には、通常の2倍のポイントが付与され、その後の製品購入時に使用できるようになっている。2025年4月以降も引き続きエコリニューアルを行い、新たに4アイテム（2025年6月に1アイテムは実施済み）、関連するツール備品は3アイテムが追加される予定である。

（選考委員の意見・評価）

- ・環境保全促進の努力は大いに評価すべきだが一般的に外部からは見えず評価されない傾向にある。同社はホームページ等に加えて9万人余の会員による販売システムが大きな効果を上げたようだ。とはいえ20年という長期の努力は決して容易ではなかったのではないか。メーカーおよび販社そして消費者の強い信頼関係とゆるぎない信念によるものと思える。環境保全は企業だけでなく消費者にとっても社会的責任となった現在、団結と信念があればきっと実現できるということを痛感した。同社のゆるぎない努力と今後の成長は他の企業にとっても大いに参考になるだろう。
- ・「人の輪に常にいられること」を大切にしたい会員制ビジネスを通じて会員にも企業の考え方を伝え、環境配慮に対する理解を浸透させている。ご家族の何気ない一言から「社会に誇れる仕事をしよう」と考え、環境配慮型製品の販売を始めたというエピソードにも感銘を受けた。これからも「地球も美肌に」というメッセージを会員や社員の家族、地域社会に発信し続けていただきたい。
- ・SDGsを理解していても、個人個人が実行するにはハードルは高いが、会員組織であることを活用して事業活動の中で誘導できていることが素晴らしい。販売員の方が商品を勧める際に、製品の品質以外にも会社の姿勢や理念について説明がしやすいと思った。また、本社所在地の行政や地域との連携にもなっていることが評価できる。
- ・親会社である化粧品メーカーと一体となって電気やガス、水道水の削減に努めるとともに、廃棄物量の大幅な削減を実現するなど環境に配慮した経営を行ってきた。さらに、環境配慮型製品の販売を開始するにあたって、製品愛用者との接点が密である連鎖販売の利点を生かし、エンドユーザーを積極的に巻き込んで家庭内における廃棄プラスチック量が少なくなる詰め替え型製品の購入を促進した。「地球も美肌に」というのは製品イメージにもプラスになる優れたキャッチフレーズである。
- ・環境保全の取り組みを、傘下の会員組織を活用しつつ地道にすすめている。そうしたなかで会員との良好な関係性を築いている点は、今後の関連業界の健全な発展の好事例となることを期待したい。

5) 不当な訪問販売に係る審査事業

定款第11条及び第52条は正会員が不当勧誘を行ったときの措置等を定めている。措置等の審査は学識者等の第三者で構成される倫理審査委員会が行い、改善勧告については倫理審査委員会が、正会員の権利停止や制限、除名は理事会の審議を経て総会で決議し実施する。なお、過怠金は理事会の決議で実施できる。本年度は、倫理審査案件はなかった。

（2）消費者向け啓発事業

1) 消費者啓発資料の作成配布

当会が作成した消費者啓発用の資料を本年度も全国の消費者関係機関等の協力を得て一般消費者へ配布した。送付に際しては、先に見本を送り希望数を募り無駄なく必要な数量を供給するように努めた。

名称	配布枚数
学んで安心 訪問販売のクーリング・オフ（Ａ４判・８頁）	２１，０８３部
登録証をお持ちですか？ステッカー	５，１９３枚
２０代＋これから成人を迎える皆さんに聞いてほしい話（Ｂ５判・８頁）	２８，１９３部
住宅リフォームの訪問販売リーフレット（Ａ４三つ折りサイズ）	１５，０７３部

２）啓発会議や講座等への参加・講師派遣（対象：消費者・消費生活相談員等）

地方自治体等が主催する各種講座に希望に応じ当協会より講師を派遣した。各種講座の対象は消費生活相談員や啓発リーダー、一般消費者等で、テーマは特商法と当会の自主的取り組み、苦情事例、苦情防止の方法などである。

本年度の各地区の啓発講座等への講師派遣の状況は次の通りである。なお、開催方法はオンライン開催を含む。

開催日	主催	行事名称またはテーマ	対象
５／１６	四日市市	訪問販売の基礎知識	消費者等
５／１７	西脇市消費者協会	訪問販売の基礎知識	消費者等
６／３	宮城県	相談の状況、事例研究	相談員等
６／１３	旭川市消費生活センター	事例研究、協会の取り組み	相談員等
７／１７	帯広市	訪販トラブルと注意点	消費者等
７／１８	八戸市消費生活センター	訪問販売の基礎知識	消費者、相談員
８／２６	利府町北部包括支援センター	クーリング・オフ制度	消費者等
９／２５	亘理町	クーリング・オフ制度	啓発リーダー
９／２９	中野区	クーリング・オフと相談事例	消費者等
１０／１	函南町	訪問販売に関する知識	消費者等
１０／２１	宮代町	訪問販売に関する基礎知識	消費者等
１０／３１	さいたま市	訪問販売に関する基礎知識	消費者等
１１／１４	富山県消費生活センター	令和７年度消費者カレッジ	啓発リーダー
１２／１２	橋本市	訪問販売に関する基礎知識	消費者等

２．消費者苦情等問題解決及び消費者救済事業

（１）消費者相談の受付・解決

イ．電話相談

「訪問販売ホットライン（消費者相談室）」においては、可能な限り相談者の属性は問わず、訪問販売に関するものを中心に様々な電話相談を受付け、消費者の利便性向上に配慮してメールでの相談申請にも対処した。相談者から問題の解決を求められた際は、先方の心情にも気を配り、慎重且つ丁寧な情報聴取を行った。又、事態の信ぴょう性を見極め、極力速やかに的確な対応に努めた他、殊に、会員企業に関する申出を受けた際は、真摯に厳しい判断の元、問題解決以降も当該企業に対し、継続した啓発を実施、総体的な体制改善も促した。

なお、消費者以外からの入電も増えており、問われる内容も時々の世情に応じて更に多様

化する傾向にあつて、事業者（非会員事業者を含む）からは所謂“カスハラ対策”や“SNSの活用”、“高齢者との契約”等について問われる頻度も増した。

一方、全国の消費者相談窓口からの活動支援要請も年々増加傾向にある。自治体や適格消費者団体等から当協会の自主規制や取組みについて問われた際は、これらの正確な理解と更なる普及に尽力して、適正取引の推進に資することに励んだ。

令和7年度の相談受付件数は196件で、前年度比87.1%となった。会員企業に関する相談は68件で全体の34.7%を占め、前年度（63件・28.0%）を上回ったものの、その大半は情報照会や問合せの類であつて、深刻な苦情や解決困難なトラブルに該当するような申出は見当たらなかった。但し、相談件数の伸長には、消費者利益の保護等を目的として契約書面等に当相談室の連絡先を併記する会員企業が増えている事実も少なからず影響したと推察する。

また、上記に付帯する業務の一つとして、当相談室では、苦情やトラブルの発生を未然に防止するためにも、個々の相談事例について内容を詳細に分析、“問題性”有無の検証や（問題がある場合の）原因追及等を常時行っている。

本年度に対処した相談で「問題性あり」とした事例は54件、「問題性なし」とした事例は142件であつた。割合にすると「問題性あり」の事例は全体の27.6%に相当、前年度（20.9%）より上昇している。

「問題性あり」の事例を商材で分類すると、前年度同様に最多が「健康食品」、2位「住宅リフォーム関連」、3位「駆除・防除・調湿関係」および「太陽光発電」の順に続いた。更に、問題の発生要因を分析した結果、総体的には「消費者志向性に関する問題」が主だったものの、依然として「誘引・勧誘」や「説明」といった契約締結前の場面で生じたトラブルが目立つ。

また、消費者からの相談に限定して、契約当事者の年齢を見ると、高齢者層（60歳以上）の契約が全体に占める割合は42.7%で前年度（30.4%）よりも上昇、対して、若年層（10～30歳代）は17.6%と前年度（26.7%）に比べて大分減っている。

相談の大半は契約当事者本人からの申出となっており、全体に占める割合は前年度（76.0%）とほぼ変わらず76.3%がこれに充当した。

なお、上記の詳細については別途発行する当相談室年報「令和7年度訪問販売ホットライン受付概要」（ホームページにも掲載）に掲載する。

一方、前述の数値に含めていない、当相談室で応じた会員事業者（賛助会員を含む）からの相談は通年で200件近くにおよび、「訪問販売」に関連しては契約書面、「連鎖販売取引」は広告表示や会員（代理店等）の教育に係る質問を多数受付けた。

ロ. 相談情報の活用及び周知報告

「訪問販売ホットライン（消費者相談室）」に寄せられた全ての相談は、対応の経緯を含めて、内容を詳細に記録し、データ形式で全て保管している。これに基づき、例年通り、四半期毎、当該期中に応じた相談事例の分析結果や様々な統計情報、業界動向等をレポートに纏め、会員企業へ発信した。また、当相談室に寄せられた、消費者や事業者の声は、適宜、全国の消費生活センター等にも情報共有して、消費者トラブルの未然、再発の防止を積極的に働きかけた。更に、相談対応業務を通じて得た、時宜にかなった業界の動向や知識等は、当協会が主催する各種講習会や研究会等における教材及び資料に活用して、より具体的で実

践的、有効性の高い話題の提供に努めた。

加えて、会員企業に係る相談に応じた際には、速やかなあっせん解決、当事者への対応だけに留まらず、同種商材を扱う他の事業者にも注意喚起を促し、日頃より法令遵守は勿論、消費者志向性を重視した対応の強化を訴え、業界全体の健全化を目的とした様々な活動を実施した。

（２）消費者取引紛争処理（ＡＤＲ）

当会には、消費者相談室で解決できない紛争案件を、「消費者苦情検討会」又は「消費者取引紛争処理委員会」にかけ、迅速かつ公平な解決を図る制度（ＡＤＲ）を設けている。本年度においても消費者相談室での対応により解決をみたので同制度に基づく該当事案はなかった。

（３）訪問販売消費者救済基金事業

本事業は、会員事業者と消費者との間で訪問販売により締結した契約の解除等を行い、既払金の返還を請求した消費者に対して、正当な理由なくその金銭が返還されない場合に、当該消費者に当協会が一定の金銭を給付するという特商法２９条の２の規定に基づき策定した自主的制度として当協会が実施するものである。なお、本制度は、所定の要件をすべて満たした消費者の救済を目的としたものであり、損失補償や損害賠償を行うことを目的とするものではない。

本年度は給付事業の該当事案はなかった。

３．関係機関との連絡調整及び業界実態の調査統計事業

（１）行政機関等が主催する審議会等への参加

国及び自治体等が主催する審議会や懇談会等に当会の役職員が委員又は参考人等の立場で出席し意見を述べた。

本年度において開催された審議会等は次の通りである。

１）行政機関

イ．消費者庁

・デジタル取引・特定商取引法等検討会

近年のデジタル取引における消費者を取り巻く環境の変化と、特定商取引法に関連する課題へ対応するため消費者庁が令和８年１月に設置した会議体である。委員には法律の専門家や消費者団体、事業者団体など消費者庁長官が委嘱した１６名が就任。当会も同庁の要請をうけ専務理事が委員として出席している。当年度は下記のとおり３回開催された。

<第１回>

開催日：令和８年１月２２日（木）

場 所：中央合同庁舎第４号館 共用１２０８特別会議室

開催方法：オンライン併用

議 題：

・事務局の説明

- ・委員紹介と意見表明

＜主な論点＞

（１）デジタル取引について

- ・取引の対象となる主体や対象行為の範囲をどのようにとらえるか。
- ・悪質な広告・勧誘への対応

従来、「広告」と「勧誘」は違うものとして捉えていた。例えば、特商法の通販規制では、事業者がテレビやカタログなどで広告し、これを見た消費者が事業者へ購入の申し込みを行うことが基本形だったので、事業者が消費者へ個別に働きかけをしたり、勧誘することを想定していない。しかしながら、オンラインの世界では、「広告」と「勧誘」の区分が不明確という指摘がある。オンライン上で表示される「文字」や「画像」を、どのように捉え、どのような体系でルールを考えるべきか検討する。

- ・不意打ち性・誘引性・複雑性の高い広告・勧誘への対応

SNSチャットで行われている取引に対し、より強い規律を設けるべきか。特商法上、「音声の会話」による勧誘・取引であれば電話勧誘販売の規律対象となる。しかし、「SNSチャットは文字での会話」であり、そのなかで行われる取引をどう捉えるべきか。「音声」と「文字」という点は異なるが、取引上はどこが異なるのか等を検討する。

- ・消費者の意思形成を歪めて契約を誘導すること、解約妨害への対応

前述のとおり、従来の通販規制は、事業者がテレビやカタログなどで広告し、これをみた消費者が事業者へ購入の申し込みを行うことが基本形だったので、事業者が消費者へ個別に働きかけをしたり、勧誘することを想定していない。しかしながら、広告が個別化（マスマーケティングからパーソナライズマーケティングへ移行）していくなか、勧誘的な手法が増え、かつ、意図的に消費者の意思決定を誘導するタイプの表示（ダークパターン、アップセル、定期購入など）がみられるようになり、一層自律的な意思決定や判断を困難なものにしている。このような手法への対応について議論する。

なお、解約妨害については、例えば、ネットの画面上で、解約の連絡先の表記箇所が見つけにくい、電話が繋がりにくいなどの問題などについて、どのような対応が考えられるかが論点となる。

（２）上記以外の特定商取引法について

- ・訪問販売の論点

訪問販売は、いわゆるレスキューサービスと点検商法の二つが大きな論点となる。レスキューサービスは、ネット上で表示されている最低価格の表示と実際に提示する金額が極端にかけ離れていることがトラブルの入口になっている点。また、クーリング・オフに応じないというケースが目立つので、これらの事項への対応を検討する。

（レスキューサービスの典型事例）

例えば、消費者の家で水漏れがすると、水が漏れていてあたふたしているところでネットを検索すると、画面の上のほうに「390 円から」といった表示が出てくる。また、見積り無料などとの記載もある。事業者を呼ぶと有無を言わず配管工事が始まり、代金として 55 万円を要求される。こういう最低価格の表示と実際に提示する金額が極端にかけ離れていることがトラブルの端緒となっている。また、点検商法は、屋根が傷ん

でいるなどと点検をして屋根工事を一方的に行い、高額な代金を請求するというのがトラブルの典型パターンであり、その対応を検討する。

- ・連鎖販売取引の論点

詐欺的な投資商材が中心で、いわゆる「後出し・モノなしマルチ」について、どのような規律を設け、どのような対応ができるかを検討する。

- ・厳正・円滑な法執行を確保

最後に特商法全体に共通して厳正・円滑な法執行を確保するためにどのようなルールの工夫ができるかという点については検討会の最後のほうで議論する予定。

<検討スケジュール>

検討スケジュールとしては、月1回の頻度で開催し最初はデジタル取引、次いで特商法の訪問販売と連鎖販売取引の分野の検討を行い、8月を目途に中間とりまとめを行う。

<第2回>

開催日：令和8年2月17日（火）

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室

開催方法：オンライン併用

議事概要：

デジタル取引・特定商取引法等検討会は消費者庁が本年1月に設置し2回目の今回は、主に①一般的なネット取引への規制のあり方と、②不意打ち性・誘引性・複雑性の高い広告・勧誘（SNSチャット）への規制のあり方をテーマに置き検討が行われた。具体的には、①と②について、現行の通販分野への規制（広告規制）と、電話勧誘販売分野の規制（勧誘目的明示や禁止行為などの行政規制、クーリング・オフなどの民事ルール）を、それぞれにどの程度のレベルで導入すべきか、自由討議の方式によりその方向性を探った。とくに②については、消費者系の委員から良し悪しに関係なくクーリング・オフ制度の導入を強く推す意見がでたが、産業団体は適正な事業者に過度な規制とならぬように慎重な対応を求める声が多くあがった。

<第3回>

開催日：令和8年3月16日（月）

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室

開催方法：オンライン併用

議事概要：

今回はダークパターン問題を中心に討議が行われた。現状の特商法の通信販売、電話勧誘販売における虚偽誇大広告の規制が及ばない部分もある。ダークパターンによる誤認させる手法、攻撃的な手法は、ネット取引の現状に適合した形で大まかに規律をしたうえで、具体的な内容はガイドラインなどで定めるなど柔軟な対応ができるような措置を講ずる。その場合、何が良くて、何が悪いかを明確に法的に担保しなければならないという方向性が示された。次回は契約場面、解約場面において、具体的な規律の在り方等を討議することとした。

・千葉県消費者行政審議会

本年度は1回開催された。

開催日：令和8年1月19日（月）

議事概要：

- ## 八. 神奈川県

適正な勧誘で信頼を築けるため、事業者団体と県がチームで取り組みます。

私たちは、法令を遵守し、適正な勧誘を行うための
取組みを進めることを宣言します！

訪問販売一般

短販群弊

テレビ放送

新聞

リフォーム

生活

生命保険

損害保険

貸付

設備保全

公益社団法人日本訪問販売協会／一般社団法人日本訪問販売者互助協会／神奈川県フェアトレード協議会／神奈川県新販協販売組合／
東京新聞販売協会／公益社団法人かながわわいわいまちづくり協会／一般社団法人入居デベロッパーズ・ホーム・東京協会／
一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会／日本木材住宅産業振興事業者協同組合／神奈川県生活協同組合連合会／
一般社団法人生命保険協会神奈川県協会／一般社団法人日本損害保険協会神奈川県協会／
神奈川県互恵様式工業連合会／神奈川県板金工業組合

悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言

適正な勧誘で信頼を築けるため、事業者団体と県がチームで取り組みます。

神奈川県瓦屋根工業連合会、神奈川県ケーブルテレビ協議会、神奈川県新聞販売組合、神奈川県板金工業組、神奈川県生活協同組合連合会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会、京浜新聞販売組合、（一社）ステキ信頼リフォーム推進協会、（一社）生命保険協会神奈川県協会、（一社）全日本冠婚葬祭互助協会、（一社）日本損害保険協会、（一社）日本住宅リフォーム産業協会、（公社）日本訪問販売協会、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合

開催日：令和7年11月12日（水）

議事概要：

- ・ 県内の訪問販売に係る消費生活相談の状況について
- ・ 県及び各事業者団体の取組み
- ・ 意見交換

二. 事業者向け研修講座等

・九州経済産業局「消費市場関係団体懇談会」

九州経済産業局消費経済課の依頼を受け当会専務理事が出席し自主的取組みについて

60分説明、後半は意見交換を行った。当会以外の出席者は(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の会員12名、(公社)消費者関連専門家会議の会員1名、九州経済産業局消費経済課より3名という構成である。意見交換は、当会が行う自主的取組みに対し、高い評価がある一方で、悪質な非加盟業者の排除と、訪問販売の意義の一層の浸透が重要課題であるとの意見で一致をみた。

開催日：令和7年10月1日（水）

場 所：九州経済産業局会議室

方 法：オンライン併用

テーマ及び講師：

(公社) 日本訪問販売協会の自主的取組み

(公社) 日本訪問販売協会 専務理事 大森 俊一

・野洲市「令和7年度事業者研修」

同研修は、野洲市が例年、同市の訪問販売の登録事業者向けに行っている研修会である。同市から依頼を受け今年も講師を派遣した。今回は「住宅商材のトラブル防止に向けた事業者の取組み」が趣旨だったので、特定商取引法（訪問販売規制）の基本理解をテーマに掲げた。

開催日：令和7年12月12日（金）

場 所：野洲市役所

方 法：オンライン

テーマ及び講師：

特定商取引法（訪問販売）の規制の概要－住宅工事契約に関するトラブルの防止－

(公社) 日本訪問販売協会 専務理事 大森 俊一

・東京都「カスタマーハラスメント防止対策推進事業 第5回企業団体向けセミナー」

東京都はカスタマーハラスメント防止都条令の施行にあわせ、「カスタマーハラスメント防止対策推進事業」の一環として表記のセミナーを企業及び団体向けに開催した。第1回は基礎編、第2回は応用編、第3回は対面編、第4回は電話編とすすめ、第5回は訪問編がテーマに掲げられ、都から委託を受けた民間企業の依頼を受け、当会も講師として出席した。

開催日：令和8年2月13日（金）

場 所：(株) アンカー会議室

方 法：オンライン

テーマ及び講師：

訪問場面におけるカスタマーハラスメントの対応策

(一社) 日本ハラスメントリスク管理協会 山郷 政史 氏

(公社) 日本訪問販売協会 理事・事務局長 小田井 正樹

Q&Aセッション

2) 関係団体

イ. (一財) 日本産業協会

(一財) 日本産業協会の評議員に当会の専務理事が就任。本年度は評議員会が1回開催されこれに出席した。

ロ. (公社) 日本通信販売協会

(公社) 日本通信販売協会の理事に当会の専務理事が就任。本年度は通常総会1回、理事会は臨時開催(2回)を含め5回出席した。

ハ. (公社) 日本広告審査機構(JARO) 関係団体協議会

(公社) 日本広告審査機構(通称: JARO)が開催する広告関連団体情報交換会に当会も構成員として出席。

開催日: 令和7年10月27日(月)

場 所: JARO会議室

方 法: オンライン併用

テーマ: JAROの広告審査状況、各参加団体による活動紹介。

二. 10団体連絡協議会

10団体連絡協議会は、特定商取引の関連団体が相互に情報共有することで自主的取組の向上を目指し平成28年11月に発足して以来活動が続けている。

構成団体は、日本新聞協会、日本新聞販売協会、日本自動車販売協会連合会、太陽光発電協会、全日本冠婚葬祭互助協会、日本訪問販売協会、全国発酵乳乳酸菌飲料協会、日本通信販売協会、日本コンタクトセンター協会、全国LPガス協会。オブザーバーとして経済産業省流通政策課が参加している。

<第18回>

開催日: 令和7年12月9日(火)

場 所: ルーテル市ヶ谷センター

持回り幹事団体: 全国発酵乳乳酸菌飲料協会

方 法: オンライン併用

テーマ:

- ・ 訪問販売、通信販売を巡る苦情相談の概要(講師: 国民生活センター)
- ・ 質疑応答
- ・ 情報交換(各団体の活動の近況等)

(2) 行政機関等の会議等の傍聴、関係団体との情報交換等

1) 行政機関

イ. 消費者庁

・ デジタル社会における消費取引研究会

消費者庁取引対策課は、デジタル社会における購入者等の利益の保護並びに適正かつ円滑な商品の流通等に必要施策の領域と手段を議論するため、令和6年6月27日に、「デジタル社会における消費取引研究会」を立ち上げ、令和6年度に6回、令和7年度に3回合計

9回開催され、令和7年6月19日に報告書が公表された。当業界の取引にも関連するテーマが多く含まれるため、非公開の第2回目を除き傍聴し、議事の概要はホームページ等を通じ会員社へ共有した。構成員に消費者団体の関係者が不在という点が特徴といえる。

令和6年度を含む同研究会の開催状況は以下の通りである。

回	開催日	議事等
第1回	令和6年 6月27日	開催趣旨説明、委員紹介
第2回	令和6年 7月25日	・日本通信販売協会 ・事務局からの説明（非公開）
第3回	令和6年9月18日	・アスクル（非公開） ・アマゾンジャパン（非公開）
第4回	令和6年11月20日	・鳥海不二夫 東大大学院工学系教授 ・自由討議
第5回	令和7年 1月24日	・オリジネーター・プロファイル技術研究組合 ・LINE みらい財団 ・自由討議
第6回	令和7年 3月 7日	・國領二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授 ・事務局からの説明 ・自由討議
第7回	令和7年 4月 2日	・松本恒雄一橋大学名誉教授ヒアリング ・（公社）全国消費生活相談員協会ヒアリング ・自由討議
第8回	令和7年 4月25日	・事務局説明 ・三菱 UFJ&コンサルティング(株)ヒアリング ・松本敬史委員からのご説明 ・自由討議
第9回	令和7年 6月13日	・事務局からの説明 ・自由討議

・現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会

この検討会は、進展するデジタル化やオンライン取引の増加に伴い、新たな消費者被害が発生するなど社会の変化に対応し、消費者契約法のあり方を議論するために消費者庁が令和7年11月25日に立ち上げた会議体である。消費者契約法は訪問販売などの特定商取引を含む全消費者取引に関係することから事務局が傍聴し関連情報を会員社へ提供する業務を行った。本年度内では本委員会が2回、ワーキンググループが5回開催された。

＜本委委員会＞

回	開催日	議事等
第1回	令和7年11月25日	・検討会の進め方等について ・事務局からの説明 ・意見交換
第2回	令和8年 1月26日	・ワーキンググループでの議論状況について ・意見交換

<ワーキンググループ>

回	開催日	議事等
第1回	令和7年12月2日	・消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律 ・横断的な検討事項（各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み）
第2回	令和7年12月9日	同上
第3回	令和7年12月19日	・「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み ・ハードローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性 ・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用 ・紛争の解決を可能とする仕組み ・横断的な検討事項（行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み、消費者団体訴訟制度（差止請求）の発展可能性
第4回	令和8年1月13日	・消費者契約の各過程に関する必要な規律（消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律） ・横断的な検討事項（「消費者」概念・定義規定の在り方、各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み、法目的の在り方）
第5回	令和8年3月19日	・消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律等

ロ. 東京都

・令和7年度事業者向けコンプライアンス講習会

東京都が事業者を対象に毎年実施している講座である。配信期間中にオンラインで視聴した。

開催日：令和7年11月4日（火）～12月24日（水）

方 法：オンライン

テーマ及び講師：

Aコース 特定商取引法（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供編）

弁護士 齊藤 圭太 氏

Bコース 特定商取引法（通信販売編）・東京都消費生活条例

弁護士 洞澤 美佳 氏

東京都職員（生活文化局 消費生活部）

Cコース 景品表示法・業界団体による審査の参考事例

弁護士 古川 昌平 氏

（公社）日本広告審査機構

Dコース ネット広告総合・医薬品医療機器等法（薬機法）

弁護士 池本 誠司 氏

東京都職員（保険医療局 健康安全部）

ハ. 九州経済産業局

・ BtoC事業者向けセミナー

九州経済産業局主催で近年、定例化している事業者向けの講座である。

開催日：令和7年12月3日（水）

方 法：オンライン

テーマ及び講師：

- ・ 基調講演

「消費者の声を経営に活かす：経営戦略における消費者対応の重要性」

（公社）消費者関連専門家会議

- ・ 取組事例紹介

事例1 「関係を築くーイケヒコが実践する顧客コミュニケーション」

（株）イケヒコ・コーポレーション

事例2 「つながりを大切にしたい顧客対応とお客様の声を活かす取組み」

（株）アサヒ緑健

二. 中小企業庁

・ 令和7年度経済産業省行政担当者研修（人権教育・啓発に関する研修）

開催日：令和7年12月23日（火）

方 法：オンライン

テーマ及び講師：

- ・ 職場のハラスメントの適正対応

中町 誠 法律事務所 弁護士 中井 智子 氏

2) 関係団体

イ. (公社) 日本ペストコントロール協会

昨今生じている、いわゆるレスキューサービスを巡る消費者トラブルの現状と法の適用関係について情報交換を行った。

開催日：令和7年4月2日（水）

場 所：（公社）日本ペストコントロール協会

テーマ：

- ・ 害虫害獣駆除を巡る訪問販売トラブルについて
- ・ 特定商取引法の適用と日本訪問販売協会の取組について
- ・ ペストコントロール業界の現状と日本ペストコントロール協会の取組について

ロ. (一社) 全日本瓦工事業連盟

昨今生じている、いわゆる点検商法を巡る消費者トラブルの現状と被害の防止等について情報交換を行った。

開催日：令和7年4月7日（月）

場 所：（一社）全日本瓦工事業連盟

テーマ：

- ・ いわゆる点検商法（屋根瓦）を巡る消費者被害の防止の取組みについて

- ・日本訪問販売協会の取組について
- ・屋根瓦業界の現状と全日本瓦工業連盟の取組について

ハ. (一社) 日本クレジット協会

同協会は割賦販売法に基づく法的業務とクレジット業界の自主規制を推進する団体として位置付けられている。当会とは個別購入あっせん取引及び特定商取引の適正化推進の観点から業務連携を行っている。本年度も情報交換の機会を設けた。

開催日：令和8年3月2日（月）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

テーマ：

- ・訪問販売とクレジットによる支払いの仕組み
- ・特商法改正審議の状況

（３）訪問販売協会世界連盟（WFDSA）との情報連絡及び連携

当会は昭和55年の発足当初より、WFDSA（訪問販売協会世界連盟。本部：ワシントンD.C.）に加盟し、倫理規程の制定や各国との情報交流を行ってきた。WFDSAの目的は世界規模での自主規制を推進し業界の健全な発展を目指すことにある。3年に一度開催される世界大会は同連盟の最大のイベントである。現在では、日本を含む62カ国（一部は地域で加盟）の訪問販売協会が加盟している。

本年度においても当会より業界に関連する統計データを提供し情報交換を行った。

- ・ダイレクトセリング業における社会・経済インパクト調査（対象国10か国）

また、WFDSAが、当会を含む主要10か国の訪問販売協会を対象に行った「ダイレクトセリング業における社会・経済インパクト調査」にも協力した。具体的には、WFDSA（業務委託先の調査会社）から当会あてにオンラインにより送信される「調査票リンク（企業回答用リンク・販売員回答用リンク）」を、当会より正会員企業（販売員向け回答リンクは当該正会員企業から）へ転送し、それぞれ回答票をWFDSA（業務委託先の調査会社）へ直接、返信する方法によって行われた。回答はすべて無記名で行われたが、設問の一部に企業の内部情報や個人のプライバシーに触れる事項が含まれていたため、日本のみならず複数の国の低回収率につながったようだ。今後、調査の結果は国ごとに取りまとめが行われ公表される予定である。

なお、本調査の事前準備のためWFDSA事務局等とメールでの連絡・調整及びオンライン会議なども行い、適宜、当会の総務委員会及び理事会の審議に諮り業務をすすめた。

- ・マレーシア訪問販売協会（DSAM）会長との交流

他方、本年度は、マレーシア訪問販売協会（DSAM）のザイハン・アリフィン会長が米国での会議の帰路、令和7年9月29日に当会事務所を来所した。その際、日本とマレーシアの市場比較、マレーシアの法律ではライセンス制（MLM取引）が採用されていることなど、当会の専務理事と一問一答が行われ、その内容は季刊ダイレクトセリング等の誌面を通して会員会社へ紹介された。また、これに先立つ8月7日にはマレーシアの同協会とオンラインにより意見交換を行った。

（４）業界基礎データ収集・提供及び調査事業等

・会員概要調査及び訪問販売業界売上高（推計値）の公表

会員概要調査は、会員の基礎データの更新と訪問販売業界売上高の把握を目的に毎年実施している。調査項目は訪問販売売上高や販売員数及び雇用形態等である。

本年度は、正会員１０８社を対象に調査を実施した。収集した会員売上高を基に推計した訪問販売業界売上高（令和６年度）は１４，３４５億円（前年度比１．８０％減）となった。なお、この売上高推計値には、自動車・医薬品・生命保険・新聞・ガス・百貨店の外商部門等の訪問販売の売上高は含まない。

速報値の公表は令和７年１２月１９日に行った。

【概観】

令和６年度の業界売上高推計は前年度比１．８０％減となった。令和５年度は２．１８％減だったので、ほぼ横這いの状況で推移したが減少幅は縮小した。

当該年度は、住宅商材や家庭用品などが概ね好調であったが、市場規模の大きい化粧品、健康食品が伸び悩みを示したのが特徴といえよう。

以下は会員会社の売上高の分析を試みた。

商材別で増加したものは清掃用具０．０９％増、学習教材３．０５％増、建物清掃０．０９％増、台所用換気扇・換気扇フィルター０．０９％増、電気２９．１７％増、ソーラーシステム７．７５％増、布団類８．２９％増、蓄電池１３３．７７％増、美容器具６４．７％増、健康機器（器具）１２．６５％増、布団類の打直し・リフォーム５．４４％増、かつら・ウィッグ１５．３３％増、給湯器・ボイラー（ガス、石油、電気等）６３．５１％増である。

他方、減少したものは化粧品５．９９％減、健康食品４．８６％減、住宅リフォーム１．３６％減、下着３．４３％減、浄水器・製水器等９．０３％減、衣料品５．６５％減、空気清浄機・加湿器３．０４％減、害虫駆除０．２８％減、食品１０．０８％減、洗剤・ワックス５．８７％減、住宅換気システム４．３３％減、飲料水１３．７１％減、台所用品３６．４２％減、身の回り品１６．６７％減となっている。

（５）インボイス制度に対する各社の対応動向調査の実施

インボイス制度は２０２３年１０月に開始され、特に免税事業者や中小企業に大きな影響を与えるといわれていた。ダイレクトセリング業界においても、本社（メーカーや卸売等）がその傘下の販売店や代理店、販売員など（以下、販売店等）に対し、給与ではなく販売手数料（ボーナスやマージンなどの報酬）を支払うケースがある。この販売手数料を本社が通常仕入として計上するためには、「仕入税額控除の手続き」を行うことになるが、その場合、当該販売店等は「適格請求書発行事業者」として登録を行う必要がある。

他方、本制度は、２０２６年１０月までは免税事業者からの仕入れの８０％、２０２９年１０月までは５０％が控除可能となる経過措置を設けられているが、この経過措置終了後は、免税事業者との取引について仕入税額控除が全くできなくなる。

事務局では、２０２３年に制度が開始されてから以後、会員社がどのような動きをすすめているのかを把握するため、正会員を対象にアンケート調査を実施し、結果を共有した。

カスタマーハラスメントに対する基本方針

令和7年10月9日
公益社団法人日本訪問販売協会

1. カスタマーハラスメント対策の背景

昨今、顧客等の要求や言動に、受け手である事業者側の従業員の人格を否定する暴言や脅迫、暴力などその尊厳を傷つけるといった社会的な問題が発生しています。こうした不当な行為は、就業環境を悪化させるだけでなく、本来行うべき相談受付業務等のサービスの提供にも、大きく支障を及ぼす問題として受けとめられています。

こうした中、東京都は令和7年4月1日に、顧客等と事業者が相互に尊重し合う公正かつ持続的な社会を目指すため、全国に先駆け「カスタマーハラスメント防止条例」を施行させました。また、厚生労働省においても、令和7年6月に「労働施策総合推進法」を改正（今後1年半以内に施行）し、カスタマーハラスメントから従業員を守るための対策を事業主の「雇用管理上の措置義務」とし、義務に違反した事業主には報告徴求命令、助言、指導、勧告または公表の対象としています。

従業員の安全な就業環境を確保することで、従業員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、対面ビジネスを中心とする顧客等とのより良い関係の形成につながるものと考え、公益社団法人日本訪問販売協会（以下、当協会）の会員の皆様が今後「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を作成されるときに参考としていただくためのガイドラインを作成しました。各社の事業の状況に併せ適宜、修正のうえご活用ください。

2. 組織的な対応の必要性

カスタマーハラスメントは、従業員に精神的・身体的苦痛を与え、その尊厳や人格を傷つける行為です。従業員一人ひとりをカスタマーハラスメントから守り、その能力を十分に発揮できるよう、良好な就業環境をつくることが重要です。当社においては、現場の従業員任せにすることなく、あらかじめ統一的な対応方法を定めるなど、組織的なカスタマーハラスメント対策に取り組めます。

3. 基本方針

（1）はじめに

当社は、「〇〇の実現」という基本理念の下、安全・安心な〇〇体験を提供するため、お客様の要望に真摯に対応し、より満足度の高いサービスの提供に向けて取り組んでいます。また、お客様からお寄せいただくご意見・ご要望は、当社の取引方法、品質、サービスの改善・向上において、大変貴重な機会と考えております。一方、一部のお客様の要求や言動の中には、従業員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、従業員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして著しく不当である行為は、従業員の就業環境を悪化させるだけでなく、安全・安心なサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねない重大な問題であります。従業員の安全な就業環境を確保することで、従業員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客様との関係をより良いものとするにつながると考え、当社における「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めました。

（２）当社におけるカスタマーハラスメントの定義

当社では、カスタマーハラスメントを「お客様から従業員に対して行われる著しい迷惑行為であって、従業員の就業環境を害するもの」と定義します。具体的には、以下のような行為を指しますが、あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・侮辱、誹謗中傷
- ・威嚇、脅迫、暴力行為
- ・恫喝や罵声、暴言などの威圧的な言動や揚げ足取りを繰り返す行為
- ・同じ要求を繰り返す行為や長時間の電話、居座り、拘束等で従業員の行動を制限する行為
- ・従業員の人格の否定・差別的な発言
- ・土下座の要求
- ・社会通念上相当な範囲を超える対応の強要
- ・合理性を欠く不当、過剰な要求
- ・会社や従業員の信用を棄損させる内容や個人情報等を SNS 等へ投稿する行為
- ・従業員へのセクシャルハラスメント、SOGI ハラスメント、その他ハラスメント、つきまとい行為 など

（３）カスタマーハラスメントへの対応（社内）

- ・当社が取引先企業等に対して、カスタマーハラスメント行為を行わないよう社内教育を実施します。
- ・従業員に対して、カスタマーハラスメントに関する知識・対処方法の研修を行います。
- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口の設置や警察・弁護士等の連携など体制を整備します。

（４）カスタマーハラスメントへの対応（社外）

- ・カスタマーハラスメントが発生しないよう、丁寧な対応に努めます。
- ・問題解決に当たっては、合理的かつ理性的な話し合いを行いますが、当社でカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、対応を打ち切り、以降のサービスの提供をお断りする場合があります。
- ・さらに、悪質と判断した場合、警察や弁護士等と連携の上、毅然と対応します。

Ⅲ．当会の運営体制の充実を図るための取組み

当会の理事（定員は25人以上35人以内）及び監事（定員3人以内）は、原則、正会員事業者のうちから選任するが、理事のうち15人を限度として、また監事は1人を限度として「正会員事業者以外の者」から選任できることを定款に定めている。

その趣旨は理事会の中立公平な運営に資することであり、実際、現在の構成員のほぼ半数は訪問販売事業者以外の役員で占める。具体的に、外部理事には消費者利益の保護増進を目的とする産業団体をはじめ法律家、リスクマネジメントの専門家などが就任し、また、外部監事には専門知識を有する税理士が就任している。

IV. 会議・名簿等

1. 会議一覧

(1) 通常総会

通常総会は第46回を次の通り開催した。

・第46回通常総会

開催日：令和7年6月18日（水）

場 所：明治記念館

議事次第：

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長挨拶
4. 議事録署名人の選任
5. 議案審議

<審議事項>

第1号議案 令和6年度貸借対照表、損益計算書及びそれらの附属明細書、財産目録に関する件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件

<報告事項>

1. 令和6年度事業報告書及びその附属明細書について
2. 令和7年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込について

6. 閉会の辞

(2) 理事会

次の通り理事会を第215回から第220回までの6回（1回の決議省略を含む）を開催した。

・第215回理事会

開催日：令和7年5月22日（木）

場 所：ホテルウィングインターナショナルプレミアム東京四谷

方 法：オンライン併用

議 題：

<審議事項>

- (1) 令和6年度事業報告書及び決算関係書類について
- (2) 任期満了に伴う各委員会委員の選任の承認について
- (3) WFD SAによる「ダイレクトセリングの社会・経済インパクト調査」に対する協力の承認について

<報告事項>

- (4) 第46回通常総会の提出議題等について
- (5) 会長及び専務理事による業務報告について

・第216回理事会

開催日：令和7年6月18日（水）

場 所：明治記念館

方 法：オンライン併用

議 題：

<審議事項>

（１）役職者の選出

（２）任期満了に伴う倫理管理委員の選任の承認について

・第217回理事会

開催日：令和7年10月9日（木）

場 所：ホテルウイングインターナショナルプレミアム東京四谷

方 法：オンライン併用

議 題：

<審議事項>

（１）新規入会申出者の承認について

（２）「第3回DS消費者志向優良活動表彰」選考結果の決議方法の承認について

（３）「第3回DS消費者志向経営フォーラム」の経済産業省後援名義申請の承認について

（４）「JDSA教育登録事業業務実施規程」改定案の承認について

（５）「JDSA教育登録制度デジタル登録証発行システムの利用方法」作成の承認

（６）当協会の「カスタマーハラスメントに対する基本方針」作成の承認について

（７）東京都「団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業補助金」及び「カスタマーハラスメント防止対策推進事業団体向け奨励金」申請の承認（一部報告事項を含む。）について

<報告事項>

（８）WFDSA業界インパクト調査の経過報告について

（９）代表理事（会長）、業務執行理事（専務理事）の業務報告

消費者庁訪問、各委員会の活動、セミナー・懇談会等の開催、その他行政動向

・第218回理事会

開催日：令和7年11月5日（水）～11月21日

方 法：決議の省略

議 題：

「DS消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果」の承認について

第219回理事会

開催日：令和8年1月8日（木）

場 所：明治記念館

方 法：オンライン併用

議 題：

<審議事項>

(1) 新規入会申出者の承認について

<報告事項>

(2) 令和7年度正味財産増減計算書（決算見込）の報告について

(3) 消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果（詳細情報）の報告について

(4) 行政動向

デジタル取引・特定商取引法等検討会（消費者庁）

・第220回理事会

開催日：令和8年3月11日（水）

場 所：KOKO HOTEL新宿四谷

方 法：オンライン併用

議 題：

<審議事項>

(1) 新規入会申出者の承認について

(2) 令和8年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認について

(3) 令和8年度資金調達及び設備投資の見込み書（案）の承認について

(4) 事業年度開始時における公益目的事業の種類及び内容の確認について

(5) 任期満了に伴う「消費者救済に係る審査委員会」委員の選任候補の承認について

<報告事項>

(6) 行政動向

(7) 各委員会、セミナー、懇談会等の開催、WFDSA世界大会、今後の会議スケジュールほか

(3) 監事会

令和7年5月15日（木）に開催し、令和6年度事業報告書及び貸借対照表、損益計算書、財産目録等の関係資料を監査し監査報告書を作成した。

(4) 委員会

〔総務委員会〕

総務委員会は、理事会のもとに設置された専門委員会の一つで、当協会の事業全般に係る企画・立案を主たる業務としている。本年度は次の通り正副委員長会は5回、本委員会は第164回から第168回まで5回開催した。

・正副委員長会、第164回総務委員会

開催日：令和7年5月20日（金）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

・第215回理事会の提出議題について

<審議事項>

- (1) 令和6年度事業報告書及び決算関係書類について
 - ・事業報告書及びその附属明細書
 - ・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにそれらの附属明細書
 - ・財産目録
- (2) 任期満了に伴う各委員会委員の選任の承認について
- (3) WFDSAによる「ダイレクトセリングの社会・経済インパクト調査」に対する協力の承認について

<報告事項>

- ・第46回通常総会の提出議題等について
- ・会長及び専務理事による業務報告について
各委員会の活動状況、季刊ダイレクトセリング春号（Vol.170）の発行、消費者相談室レポート④（2025年1月～3月）の発行、第3回DS消費者志向優良活動表彰事業の募集開始、第3回消費者志向経営フォーラム企画の検討、行政動向ほか

・正副委員長会、第165回総務委員会

開催日：令和7年10月7日（火）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- ・委員の一部交代及び正副委員長の選出について
- ・第217回理事会の提出議題について

<審議事項>

- (1) 新規入会申出者の承認について
- (2) 「第3回DS消費者志向優良活動表彰」選考結果の決議方法の承認について
- (3) 「第3回DS消費者志向経営フォーラム」の経済産業省後援名義申請の承認について
- (4) 「JDSEA教育登録事業業務実施規程」改定案の承認について
- (5) 「JDSEA教育登録制度デジタル登録証発行システムの利用方法」作成の承認
- (6) 当協会の「カスタマーハラスメントに対する基本方針」作成の承認について
- (7) 東京都「団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業補助金」及び「カスタマーハラスメント防止対策推進事業団体向け奨励金」申請の承認（一部報告事項を含む。）について

<報告事項>

- (8) WFDSA業界インパクト調査の経過報告について
- (9) 代表理事（会長）、業務執行理事（専務理事）の業務報告
消費者庁訪問、各委員会の活動、セミナー・懇談会等の開催、その他行政動向

・正副委員長会、第166回総務委員会

開催日：令和7年11月5日（水）～11月7日（金）

方 法：書面決議

議 題：

- ・「D S 消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果」の承認について

・正副委員長会、第167回総務委員会

開催日：令和7年12月16日（火）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- ・副委員長（増員1名）の選出について
- ・第219回理事会の提出議題について
 - ＜審議事項＞
 - （1）新規入会申出者の承認について
 - ＜報告事項＞
 - （2）令和7年度正味財産増減計算書（決算見込）の報告について
 - （3）消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果（詳細情報）の報告について
 - （4）行政動向
 - デジタル取引・特定商取引法等検討会（消費者庁）

・正副委員長会、第168回総務委員会

開催日：令和8年3月6日（木）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- ・委員の一部交代の承認について
- ・第220回理事会の提出議題について
 - ＜審議事項＞
 - （1）新規入会申出者の承認について
 - （2）令和8年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認について
 - （3）令和8年度資金調達及び設備投資の見込み書（案）の承認について
 - （4）事業年度開始時における公益目的事業の種類及び内容の確認について
 - （5）任期満了に伴う「消費者救済に係る審査委員会」委員の選任候補の承認について
 - ＜報告事項＞
 - （6）行政動向
 - （7）各委員会、セミナー、懇談会等の開催、WFDSA世界大会、今後の会議スケジュールほか

〔広報委員会〕

広報委員会は、理事会のもとに設置された専門委員会の一つで協会の広報及び海外との情報交換に係ることの検討を主たる業務としている。本年度は正副委員長会を含め第178回から第181回まで4回開催した。

・正副委員長会、第178回広報委員会

開催日：令和7年6月27日（金）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- （1）次期正副委員長の選出について
- （2）季刊ダイレクトセリング新春号（7月号）の発行の進捗報告について
- （3）次号（令和7年10月号）の特集記事のテーマ等の決定について
- （4）第3回DS消費者志向経営フォーラムの開催の企画の検討について
- （5）広報委員会が企画するセミナー等の開催の検討について
- （6）次の開催時期の決定について

・正副委員長会、第179回広報委員会

開催日：令和7年9月26日（金）

場 所：委員会社のオフィス（三基商事東京本部）

方 法：オンライン併用

議 題：

- （1）季刊ダイレクトセリング秋号（10月）の進捗報告について
- （2）季刊ダイレクトセリング新春号（1月）の特集記事テーマ等の決定について
- （3）第3回DS消費者志向経営フォーラムの準備状況の報告について
- （4）広報委員会企画セミナーの実施計画の報告について
- （5）令和6年度のPIO-NET相談件数及び特商法行政処分の報告について
- （6）その他報告事項、次回委員会の開催日時決定について

※終了後は三基商事のオフィス内と事業場を視察。

・正副委員長会、第180回広報委員会

開催日：令和7年12月19日（金）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- （1）季刊ダイレクトセリング新春号（1月号）の発行の進捗報告について
- （2）次号（令和8年4月号）の特集記事のテーマの決定について
- （3）2024（令和6）年度の訪問販売売上高（推計値）公表数値案の確定について
- （4）令和8年新年行事タイムスケジュールの紹介
- （5）行政動向 デジタル取引・特定商取引法等検討会（消費者庁）の設置について

・正副委員長会、第181回広報委員会

開催日：令和8年3月19日（木）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- (1) 季刊ダイレクトセリング春号 (vol.174) の編集進捗報告について
- (2) 季刊ダイレクトセリング夏号 (vol.175) の特集記事等の決定について
- (3) 第3回DS消費者志向優良活動表彰の選考結果について
- (4) 第3回DS消費者志向経営フォーラムの開催報告について
- (5) 令和8年度広報事業計画について
- (6) JDSAセミナー開催状況について
- (7) 行政動向 消費者庁「デジタル取引・特定商取引法等検討会」の開催状況

〔消費者問題委員会〕

消費者問題委員会は、理事会のもとに設置された専門委員会の一つで消費者問題全般に係る事項等の検討を主たる業務としている。本年度は正副委員長会を含め第148回から第151回まで4回開催した。

・正副委員長会、第148回消費者問題委員会

開催日：令和7年4月24日（木）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- (1) 2024年度消費者相談室レポート④（2025年1月～3月）の発行について
- (2) 国民生活センターPIO-NET情報から見る苦情相談の傾向等（事務局報告）
- (3) 2023年度消費者相談室レポート④（2024年1月～3月）の発行について
- (4) 事例研究
- (5) 次回委員会の日時について

・正副委員長会、第149回消費者問題委員会

開催日：令和7年7月29日（火）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- (1) 委員改選に伴う正副委員長の選出について
- (2) 2025年度消費者相談室レポート①（2025年4月～6月）の発行について
- (3) 特定商取引法基礎講座の開催について
- (4) 訪問販売、連鎖販売取引を巡る苦情相談の現況
(公社) 全国消費生活相談員協会、適格消費者団体 鈴木春代 氏
- (5) 次回委員会の日時について

・正副委員長会、第150回消費者問題委員会

開催日：令和7年10月22日（水）

場 所：（公社）日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- (1) 副委員長の増員候補の選出について
- (2) 2025年度消費者相談室レポート②(2025年7月～9月)の発行について
- (3) 報告事項
 - ・ P I O - N E T の 2 0 2 4 年度消費生活相談の状況について
 - ・ 特商法に基づく行政処分状況について
- (4) 事例研究
- (5) 次回委員会の日時について

・ 正副委員長会、第151回消費者問題委員会

開催日：令和8年1月27日(火)

場 所：(公社)日本訪問販売協会

方 法：オンライン併用

議 題：

- (1) 2025年度消費者相談室レポート③(2025年10月～12月)の発行
- (2) 行政動向ほか
 - ・ 第1回デジタル取引・特定商取引法等検討会(消費者庁)の開催について
 - ・ 第2回特定商取引法基礎講座(連鎖販売取引)の開催について
- (3) 訪問販売と連鎖販売取引に関する特徴的な事例を含めた P I O - N E T の 状 況
(独法)国民生活センター相談情報部相談第1課 黄田玲子 氏
- (4) 次回委員会の日時について

〔倫理管理委員会〕

倫理審査委員会が審査する事案の事前審議を業務とする。本年度は審議の該当案件はなかった。

〔倫理審査委員会〕

定款第11条～第13条に規定する正会員の処分について審査等を行う第三者委員会である。本年度は審議の該当案件はなかった。

〔消費者救済に係る審査委員会〕

消費者救済の基金に関する審査を行うことを任務とする委員会である。
本年度は審議の該当案件はなかった。

2. 主な活動一覧（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

備考欄：○は内部行事、◎は外部行事

日付	行事名	概要	備考
4/1	情報連絡・周知	・令和7年度の事業計画書及び収支予算書等の送付 ・第3回D S消費者志向優良活動表彰制度_応募要領の送付	○
4/2	関係団体との情報交換	(公社)日本ベストコントロール協会 ・昨今の害虫害獣駆除の訪問販売トラブルについて ・特定商取引法の適用関係について	○
4/2	消費者庁 第7回デジタル社会における消費取引研究会	・松本恒雄一橋大学名誉教授からのヒアリング ・(公社)全国消費生活相談員協会からのヒアリング ・自由討議	◎
4/7	関係団体との情報交換	(一社)全日本瓦工事業連盟 ・昨今の瓦工事の訪問販売を巡るトラブルについて ・特定商取引法の適用関係について	○
4/7	情報連絡・周知	2026（令和8）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請（経済産業省）	◎
4/8	消費生活センター向け周知	・当会作成「消費者啓発資料の無料配布」のご案内 ・自治体等主催啓発講座等へ当会講師派遣のご案内	○
4/9	SNSのリスクマネジメントセミナー	新SNS時代の炎上対策！企業が今すぐ実践すべき 新常識とリスクマネジメント 講師：シエンプレ(株)カスタマーサクセス推進課 シニアマネージャー 前菌利大氏	◎
4/10	情報連絡・周知	季刊ダイレクトセリング170号発行 ・新会長就任のご挨拶 中陽次 会長 ・特集記事 第145回消費者相談担当者講習会 「企業相談業務におけるAI活用の新時代-価値創造、課題、そして可能性」 カラクリ(株)表取締役CEO 小田志門氏 ・令和7年度ダイレクトセリング消費者志向優良活動表彰の募集 ・ダイレクトセリングQ&A 給湯器の訪問販売の書面に不備があり、クーリング・オフしたが、販社がこれを認めず取付けた場合、支払わなければならないか ・協会インフォメーション 24年度訪問販売員教育指導者資格試験結果概要、令和7年度新年賀詞交歓会について	○
4/14	季刊誌取材	季刊ダイレクトセリング171号の特集記事のため 会員企業を取材	○
4/17	季刊誌取材	季刊ダイレクトセリング171号の特集記事のため 会員企業を取材	○
4/23	(公財)広告審査協会 会員社懇談会記念講演	ネット広告における政治選挙のトレンド イチニ(株)代表取締役 高畑卓氏	◎

4/24	第 148 回消費者問題委員会	・ 2024 年度消費者相談室レポート④（2025 年 1 月～3 月）の発行について ・ 国民生活センターPIO-NET 情報から見る苦情相談の傾向等 ・ 事例研究 ・ 次回委員会の日時について	○
4/25	情報連絡・周知	2024年度第4期（2025年1月～3月）の相談室レポート	○
4/25	消費者庁 第8回デジタル社会における消費取引研究会	・ 事務局からの説明 ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) ・ 松本委員からのご説明 ・ 自由討議	◎
5/1	情報連絡・周知	価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（経済産業省）	○
5/9	情報連絡・周知	特定商取引法ハンドブックのご案内	○
5/9	神奈川県くらし安全部消費生活課との情報交換	・ 新担当者挨拶 ・ 最近の訪問販売を巡る情勢 ・ 日本訪問販売協会の自主的取組み	○
5/12	会長打合せ	令和6年度事業報告書及び損益計算書等の作成	○
5/15	監事会	令和6年度事業報告書及び損益計算書等の監査	○
5/16	第 1 回四日市市消費者講座（講師派遣）	訪問販売に関する基本的な知識	◎
5/17	西脇市消費者協会総会くらしの教室開講記念講演（講師派遣）	学んで安心 知ってほしい 訪問販売のこと	◎
5/20	総務正副委員長会 第164回総務委員会	第 215 回理事会の提出議題の承認	○
5/22	第215回理事会	（審議事項） ・ 令和6年度事業報告書及び決算関係書類 ・ 任期満了に伴う総務・広報・消費者問題及び倫理審査の各委員会委員の選任 ・ WFDSAによる社会・経済インパクト調査に対する協力の承認について （報告事項等） ・ 第46回通常総会の提出議題の確認 ・ 会長及び専務理事による業務報告 各委員会の活動状況、季刊ダイレクトセリング春号（170）の発行、消費者相談室レポート④（2025年1月～3月）の発行、第3回DS消費者志向優良活動表彰事業の募集開始、第3回消費者志向経営フォーラム企画の検討、行政動向ほか	○
5/29	情報連絡・周知	事務連絡者のメールアドレス登録依頼及びメルマガのご案内	○

6/3	宮城県消費生活相談員研修（講師派遣）	当会消費者相談室の相談受付対応、事例研究等	◎
6/4	関係団体との情報交換	(一社)日本新聞協会 ・行政動向等について	○
6/9	東京都打合せ	当会主催「カスタマー・ハラスメント防止条例等説明会」の内容等について	◎
6/13	消費者庁 第9回デジタル社会における消費取引研究会	・事務局からの説明 ・自由討議	◎
6/13	セミナー講師打合せ	当会主催「広告表示セミナー」の内容等について	○
6/16	(一財)日本産業協会 評議員会	・2024年度決算報告 ・役員及び評議員の選定	◎
6/17	会計セミナー	公益法人認定法等の改正に伴う法人会計の変更点等	◎
6/18	第46回通常総会・懇親会	・令和6年度事業報告書及び決算報告書 ・任期満了に伴う役員改選について ・総会終了後に懇親会を開催	○
6/18	第216回理事会	・会長及び副会長、専務理事の選出について ・任期満了に伴う倫理管理委員の選任について	○
6/19	消費者庁 デジタル社会における消費取引研究会	消費者庁「デジタル社会における消費取引研究会」報告書の公表	◎
6/20	日本通信販売協会 通常総会及び理事会	・令和6年度事業報告書及び決算報告書 ・役員の選出について	◎
6/24	WFDSA 事務局等打合せ	WFDSAによる「ダイレクトセリングの社会・経済インパクト調査」の実施について（オンライン）	○
6/24	青森県八戸市打合せ	八戸市主催による消費者啓発講座の進行等について（電話）	◎
6/25	広告表示セミナー	・基調講演 景表法の規制のポイント 弁護士 染谷隆明 氏 ・事例紹介 広告表示アドバイザー 宮本和洋 氏 ・トークセッション 広告活動における社内の表示管理体制 ー不当表示にならないためにー 上記の講師2名 進行は大森専務理事	○
6/27	正副委員長会 第178回広報委員会	・正副委員長の選出 ・第3回消費者志向経営フォーラムのテーマについて ・広報委員会企画セミナーのテーマ案について	○
6/30	旭川市消費生活センター 相談員研修（講師派遣）	相談事例研究、当会の自主的取組み 他	◎
7/8	行政機関情報交換	消費者庁取引対策課長（6/23付着任） 大森専務理事、小田井理事・事務局長	○

7/9	会員向け電話・オンライン 法律相談	担当弁護士：高芝利仁 氏	○
7/11	カスハラ都条令説明会	東京都カスタマー・ハラスメント防止条例等について 東京都産業労働局雇用就業部	○
7/17	情報連絡・周知	季刊ダイレクトセリング171号発行 ・特集 制度開始30周年を迎えて 訪問販売員教育指導者資格講座の更なる活用を！ ・暑中お見舞い ・ダイレクトセリングQ&A 訪問販売で、便器とタンクを取替える契約をしたが、 半年後に書面不備を理由にクーリング・オフ。原状 回復はどうなるか。 ・インフォメーション・JDSAダイアリー	○
7/17	帯広市 消費生活講座（講師派遣）	訪問販売トラブルの注意点とクーリング・オフ制度	◎
7/18	八戸市消費生活センター 消費生活講座（講師派遣）	訪問販売を知りトラブルを未然に防ごう	◎
7/23	事業報告・近畿地域交流会	・近畿圏内の経済 近畿経済産業局 ・定時総会の報告と新規事業等 当会事務局 ・参加者名刺交換	○
7/24	事業報告・九州地域交流会	・九州圏内の経済 九州経済産業局 ・定時総会の報告と新規事業等 当会事務局 ・参加者名刺交換	○
7/28	会長打合せ	消費者庁表敬訪問打合せ	○
7/29	第149回消費者問題委員会	・委員改選に伴う正副委員長の選出について ・2025年度消費者相談室リポート①（2025年4月～6月）の 発行について ・特定商取引法基礎講座の開催について ・訪問販売、連鎖販売取引を巡る苦情相談の現況について （公社）全国消費生活相談員協会、適格消費者団体 鈴木春代 氏 ・次回委員会の開催日時について	○
7/30	情報連絡・周知	2025年度第一期（2025年4月～6月）消費者相談室 レポートの発行・配布	○
7/31	DS 消費者志向優良活動表彰 選考委員会の委員顔合会	・委員紹介 ・第3回活動表彰の応募状況について	○
8/4	季刊誌特集記事取材	カスハラ都条令の施行と企業が対応すべき取組み 関西大学教授 池内裕美 氏（オンライン）	○
8/5	行政機関情報交換	堀井奈津子消費者庁長官（7/1付着任）表敬訪問 中会長、大森専務理事、小田井理事・事務局長	○
8/7	マレーシア DSA 情報交流	マレーシア市場の動向と法制度の現状（オンライン）	○
8/8	第21回特定商取引法研究会	・影響力ではなく「共感力」で咲く時代へ ーネットワークビジネスの未来を語るー	○

		(一社) 根っこワーク協会 CEO 野口悦子 氏 COO 山上マミ 氏 ・懇親会	
8/19	資格講座収録	令7年度訪問販売員指導者資格講座（特商法の規制）講演収録 弁護士 宮内優彰 氏	○
8/20	資格講座収録	令7年度訪問販売員指導者資格講座（リーダーシップ）講演収録 当会理事・事務局長 小田井正樹	○
8/25	賛助会員主催イベント	賛助会員主催行事に正会員数社及び事務局員が参加	◎
8/26	情報連絡・周知	WFDSA 業界インパクト調査への協力について（事前通知）	○
8/28	宮城県利府町北部包括支援センター 消費生活講座（講師派遣）	知っ得！納得！！訪問販売とクーリング・オフ制度	◎
8/29	情報連絡・周知	WFDSA業界インパクト調査票リンク送信（協力依頼①）	○
9/2	当会相談室法律勉強会	当会相談室の相談事例の解釈について 弁護士 高芝利仁 氏	○
9/5	情報連絡・周知	WFDSA業界インパクト調査（協力依頼②）	○
9/10	第3回家庭訪問販売事業者懇談会	悪質クレマー対応の体験談と学んだこと	○
9/12	第26回広告表示研究会	・景品表示法の執行状況について ・健康、美容広告関連の相談事例のポイント	○
9/12	情報連絡・周知	WFDSA業界インパクト調査（協力依頼③）	○
9/25	宮城県亘理町消費生活講座（講師派遣）	訪問販売に関すること、クーリング・オフ制度	◎
9/26	第179回広報委員会	・季刊ダイレクトセリング秋号（10月）の進捗報告 ・同新春号（1月）の特集記事の決定 ・第3回DS消費者志向経営フォーラムの準備状況 ・令和7年度広報委員会企画セミナーの次回テーマ ・令和6年度消費者相談及び特商法行政処分状況 ・その他報告事項 ・次回委員会の開催日時決定	○
9/26	(公社)日本通信販売協会臨時理事会（書面決議）	正会員の処分について	◎
9/29	中野区消費生活講座（講師派遣）	訪問販売に関する基礎知識 ークーリング・オフ制度と相談事例ー	◎
9/29	マレーシア DSA との交流	ザイハン マレーシア DSA 会長との面談 市場の現状、法制度の現状等について情報交換	○
9/30	情報連絡・周知	WFDSA業界インパクト調査の回答期限延長（通知）	○
9/30	令和7年度第1回特定商取引法基礎講座	訪問販売の規制の概要 弁護士 高芝利仁 氏	○

10/1	九州経済産業局 消費者市場関係団体懇談会 (講師派遣)	・消費者と信頼関係を築くための顧客対応の在り方 ・訪問販売協会の取組み 当会専務理事	◎
10/1	静岡県函南町 消費者啓発講座(講師派遣)	訪問販売とクーリング・オフ制度について	◎
10/1	情報連絡・周知	正会員対象インボイス制度アンケートの実施	○
10/2	情報連絡・周知	2025(令和7)年度「会員概要調査」ご協力をお願い	○
10/6	会長打合せ	第217回理事会の議事運営等について	○
10/7	正副委員長会 第165回総務委員会	・正副委員長の選出について ・第217回理事会提出議題について	○
10/9	第217回理事会	<審議事項> ・新規入会申出者の承認 ・消費者志向優良活動表彰選考結果の決議方法の承認 ・消費者志向経営フォーラムの経済産業省後援名義申請承認 ・JDSA教育登録事業業務実施規程の改定案の承認 ・JDSA教育登録制度デジタル登録証発行システムの利用方法作成の承認 ・カスタマーハラスメントに対する基本方針作成の承認 ・東京都「団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業補助金」及び「カスタマーハラスメント防止対策推進事業団体向け奨励金」申請の承認 <報告事項> ・WFDSA業界インパクト調査の経過報告 ・代表理事(会長)、業務執行理事(専務理事)業務報告、消費者庁訪問、委員会活動、セミナー・懇談会等の開催、その他行政動向	○
10/10	情報連絡・周知	JDSA教育登録制度デジタル登録証発行システムの利用方法及びカスタマーハラスメントに対する基本方針通知	○
10/21	埼玉県宮代町 消費生活講座(講師派遣)	訪問販売に関する基礎知識～クーリング・オフ制度と相談事例～	◎
10/21 10/29	令和7年度 訪問販売員教育指導者資格 講座・筆記試験 東京① 10/21 東京② 10/23 大阪 10/24 福岡 10/29	<オンライン講座> ・特定商取引法の知識について 弁護士、元消費者庁取引対策課担当官 ・指導管理者としての心構えとポイント 日本訪問販売協会事務局 ・業界の自主行動基準について 日本訪問販売協会事務局 <試験前に会場で行う講座> ・特定商取引法と筆記試験のポイント 日本訪問販売協会事務局	○
10/22	第150回消費者問題委員会	・副委員長の選出について ・2025年度消費者相談室リポート②(7月～9月)	○

		・PIO-NET2024 年度消費生活相談の状況/特商法に基づく行政処分について ・事例研究 ・次回委員会の日時について	
10/27	JARO 関係団体協議会	・JARO の広告審査概況と見解事例（2024 年度） ・参加団体（6 団体）からの活動報告	◎
10/31	埼玉県さいたま市 消費生活講座（講師派遣）	訪問販売に関する基礎知識～クーリング・オフ制度と相談事例～	◎
11/5	DS 消費者志向優良活動表彰 選考委員会	・委員長の選出 ・表彰活動候補の企業ヒアリング（2 社） ・第 3 回表彰活動候補の選考	○
11/5	第 166 回総務委員会	「DS 消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果」の承認について	○
11/5	第 218 回理事会 （決議省略）	「DS 消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果」の承認について	○
11/12	神奈川県 令和 7 年度「悪質訪問販売 撲滅！かながわ宣言」に係 る意見交換会	・くらし安全防災局参事監兼部長挨拶 ・県相談状況及び悪質訪問販売事案への取組みの報告 ・意見交換	◎
11/13	（公社）日本通信販売協会 定例回理事会	・会員処分について ・2025 年度中間決算の報告について ・委員会報告について	◎
11/13	情報連絡・周知	生産性向上支援サポーターの公募について	○
11/14	富山県 令和 7 年度消費者カレッジ （講師派遣）	訪問販売のトラブルに遭わないためにクーリング・オフ制度についてー	◎
11/19	令和 7 年度リスクマネジメ ントセミナー	・企業における SNS の炎上リスク 講師：シエンプレ(株)シニアマネージャー 前 藺利大 氏 ・企業における顧客対応とリスクマネジメント 講師：柴田 C S マネジメント(株)代表取締役 柴田純男 氏 ・訪問販売等を巡る苦情相談と処分情報分析 講師：（公社）日本訪問販売協会 専務理事 大森俊一	○
11/25	消費者庁 第1回現代社会における 消費者取引の在り方を 踏まえた消費者契約法 検討会	・検討会の進め方等 ・事務局説明 ・意見交換	◎
11/25	情報連絡・周知	上記の消費者契約法検討会の発足について	○
11/25	情報連絡・周知	デジタル登録証発行システムの無料トライアルサービスのご案内	○

11/28	第1回 JDSA セミナー	最近の消費動向ーデータで読み解く物価と暮らしー 講師：ニッセイ基礎研究所 生活研究部 上席研究員 久我 尚子 氏	○
12/3	九州経済産業局 B to C 事業者向けセミナー	・基調講演 「消費者の声を経営に活かす：経営戦略における消費者対応の重要性」 (公社)消費者関連専門家会議 ・取組事例紹介 事例1「関係を築くーイケヒコが実践する顧客コミュニケーション」 (株)イケヒコ・コーポレーション 事例2「つながりを大切にしたい顧客対応とお客様の声を活かす取組について」 (株)アサヒ緑健	◎
12/3	WFDSA 意見交換	WFDSA法令渉外担当委員 キャリー・ジャスティス氏と当会事務局と意見交換	○
12/3	情報連絡・周知	インボイス制度アンケートの集計結果について	○
12/9	10 団体連絡協議会	・最近の訪問販売・通信販売の消費者相談の状況 (独法) 国民生活センター ・意見交換等	◎
12/10	会員向け電話・オンライン 法律相談会	担当弁護士：高芝利仁 氏	○
12/12	野洲市 令和7年度事業者研修 (講師派遣)	特定商取引法（訪問販売）の規制の概要	◎
12/12	和歌山県橋本市 消費生活講座（講師派遣）	訪問販売に関する基礎知識 ークーリング・オフ制度と相談事例ー	◎
12/16	第167回総務委員会	・副委員長（増員1名）の選出について ・第219回理事会の提出議題について 令和7年度正味財産増減計算書（決算見込）の報告 ほか	○
12/17	第2回 JDSA セミナー	連鎖販売取引について考える 弁護士 村千鶴子 氏	○
12/18	第3回 DS 消費者志向経営フ ォーラムの打合せ	池田・染谷法律事務所 弁護士 松本恒雄 氏 柴田 CS マネジメント(株) 代表取締役 柴田純男 氏	○
12/18	会長打合せ	第219回理事会及び令和8年新年行事について	○
12/19	正副委員長会 第180回広報委員会	・季刊 DS 新春号進捗状況報告 ・季刊 DS 春号（令和8年4月）の特集記事の決定 ・報告事項	○
12/23	経済産業省主催セミナー	職場のハラスメントの適正対応 中町誠法律事務所 弁護士 中井智子 氏	◎
12/24	賛助会員主催セミナー	便利の裏に潜む罠。生成 AI による誤情報拡散と権利侵害 シエンプレ(株) 桑江令 氏 前菌利大 氏	◎

1/8	第 219 回理事会	・新規入会申出者の承認について ・令和 7 年度正味財産増減計算書（決算見込）の報告 ・消費者志向優良活動表彰選考委員会の選考結果（詳細情報）の報告について ・デジタル取引・特定商取引法等検討会報告	○
1/8	第 3 回ダイレクトセリング 消費者志向経営フォーラム 主催：日本訪問販売協会 後援：経済産業省	【第一部】 ○ 基調講演（40 分） 労働施策総合推進法の改正とカスハラ対応体制の整備 一橋大学名誉教授・弁護士 松本恒雄 氏 ○ トークセッション・質疑応答（50 分） カスハラ対策と消費者志向経営 登壇者 一橋大学名誉教授・弁護士 松本恒雄 氏 柴田 CS マネジメント（株） 柴田純男 氏 【第二部】 DS 消費者志向優良活動表彰セレモニー 受賞発表及び表彰 2 社（10 分） 中陽次 会長 受賞者言葉（5 分） 正会員 2 社 記念撮影（5 分） 会長及び正会員 2 社	○
1/8	令和 8 年新年賀詞交歓会	・開会の辞 日本訪問販売協会 小田井正樹 理事 ・会長挨拶 中陽次 会長 ・来賓挨拶 経済産業省商務・サービスグループ 流通政策課課長 平林孝之 氏 ・乾 杯 中村學 副会長 ・懇 親 ・閉会の辞 日本訪問販売協会 大森俊一 専務理事	○
1/13	情報連絡・周知	特定商取引法ハンドブックのご案内	○
1/15	消費者庁事前説明	第 1 回デジタル取引・特定商取引法等検討会の検討事項	◎
1/15	情報連絡・周知	上記のデジタル取引・特商法等検討会の発足について	○
1/16 1/23	令和 7 年度 訪問販売員教育指導者資格 再受講・筆記試験 東京① 1/16 東京② 1/19 大 阪 1/21 福 岡 1/23	<オンライン講座> ・再試験合格のために 日本訪問販売協会事務局 <試験前に会場で行う講座> ・特定商取引法と筆記試験のポイント 日本訪問販売協会事務局	○
1/19	千葉県 令和 7 年度消費者行政審議 会（第 1 回）	・令和 7 年度消費者相談の概況 ・千葉県の消費者行政の取り組み	◎
1/22	消費者庁 第 1 回デジタル取引・特定 商取引法等検討会	・事務局の説明 ・委員紹介、意見表明	◎

1/22	綜研セミナー	・業界を取巻く情勢	◎
1/26	情報連絡・周知	第1回デジタル取引・特商法等検討会の開催について	○
1/27	正副委員長会 第151回消費者問題委員会	・委員の一部交代について ・2025年度消費者相談室リポート③の発行 ・2024年度の全国の相談状況 国民生活センター	○
1/27	情報連絡・周知	「2025年度第3期消費者相談室レポート」の発行	○
2/13	東京都 カスハラ防止対策推進事業 第5回企業・団体向けセミナー	訪問場面におけるカスタマーハラスメントの対応策 ・訪問場面におけるカスハラの特徴等 （一社）日本ハラスメントリスク管理協会 山郷政史 氏 ・訪問販売業界の現状、取組、展望 （公社）日本訪問販売協会 小田井正樹 Q&Aセッション	◎
2/16	消費者庁事前説明	第2回デジタル取引・特定商取引法等検討会の検討事項	◎
2/17	消費者庁 第2回デジタル取引・特定 商取引法等検討会	・資料説明 ネット取引の広告・勧誘のトラブルの現状と検討論点 ・委員による自由討議	◎
2/18	情報連絡・周知	第2回デジタル取引・特定商取引法等検討会の開催について	○
2/20	第3回 JDSA セミナー	・令和7年の景品表示法等の主な執行状況 ・ヘルスケアビジネス広告自主基準・認証運用動向 広告表示実務アドバイザー 宮本和洋 氏	○
2/26	高齢者見守り人材向け講座	悪質商法から高齢者見守りのポイント （公社）全国消費生活相談員協会 遠山尚恵 氏	○
3/2	（一社）日本クレジット協会 情報交換会	・訪問販売とクレジットによる支払方法 ・消費者庁の特商法改正に係る審議状況	○
3/3	令和7年度 コンプライアンスセミナー	・訪問販売、連鎖販売の規制のポイントと処分事例 消費者庁取引対策課 担当官 ・景品表示法の規制のポイントと処分事例 消費者庁表示対策課 担当官	○
3/4	会長打合せ	・令和8年度事業計画書案等の作成について ・第220回理事会の議案について	○
3/6	正副委員長会 第168回総務委員会	・委員の一部交代について ・第220回理事会の提出議題について	○
3/11	第220回理事会	<審議事項> ・新規入会申出者の承認について ・令和8年度事業計画書案及び収支予算書案の承認 ・令和8年度資金調達及び設備投資の見込み書案の承認 ・事業年度開始時の公益目的事業の種類及び内容の確認 ・任期満了に伴う消費者救済に係る審査委員会委員の選任	○

		<報告事項> ・デジタル取引・特定商取引法等検討会の検討状況 ・各委員会、セミナー等の開催、WFDSA世界大会	
3/12	(公社)日本通信販売協会 定例理事会	・令和8年度事業計画書案及び収支予算書案の承認 ・令和8年度資金調達及び設備投資の見込み書案の承認 ・事業年度開始時の公益目的事業の種類及び内容の確認	◎
3/13	消費者庁事前説明	第3回デジタル取引・特定商取引法等検討会の検討事項	◎
3/16	消費者庁 第3回デジタル取引・特定 商取引法等検討会	・資料説明 ネット取引上の意思形成を歪め契約に導く・解約を妨害する 手法（ダークパターン等）の分析と規律内容の検討 ・委員による自由討議	◎
3/18	近畿経済産業局 特定商取引法セミナー	・特定商取引法の導入 近畿経済産業局消費経済課 ・訪問販売のルール (公社)日本訪問販売協会 小田井正樹 ・行政処分事例と消費者相談事例 近畿経済産業局消費経済課	◎
3/19	情報連絡・周知	第3回デジタル取引・特定商取引法等検討会の開催について	○
3/19	正副委員長会 第181回広報委員会	・季刊DS2026年春号（vol.174）の編集進捗報告 ・季刊DS2026年夏号（vol.175）の特集記事等の決定 ・第3回DS消費者志向優良活動表彰結果および経営 フォーラムの開催報告 ・令和8年度広報事業計画について ・その他行政動向 デジタル取引・特定商取引法等検討会の検討状況	○
3/25	令和7年度第2回 特定商取引法基礎講座	連鎖販売取引の規制の概要 高芝法律事務所 弁護士 高芝利仁 氏	○

3. 役員名簿

(公社)日本訪問販売協会 役員名簿

令和8年3月31日

(敬称略・五十音順)

会 長	中 陽次	エフエムジー&ミッション(株)	取締役社長
副 会 長	久保木 晴一	日本メナード化粧品(株)	常務取締役
副 会 長	中村 學	ハッピーファミリー(株)	代表取締役会長
副 会 長	湊 一規	フランスベッド販売(株)	代表取締役社長
専務理事	大森 俊一		
理 事	宇野澤 呂幸	三基商事(株)	執行役員
理 事	小田井 正樹	(公社)日本訪問販売協会	事務局長
理 事	川口 路広	(株)KTCホールディングス	執行役員
理 事	毛鎗 晶宏	(株)ノエビア	代表取締役社長CEO
理 事	小林 和則	ニュースキンジャパン(株)	代表取締役社長
理 事	柴田 純男	柴田CSマネジメント(株)	代表取締役
理 事	菅原 功	(一財)日本産業協会	専務理事
理 事	高芝 利仁	高芝法律事務所	弁護士
理 事	高杉 茂男	日本シャクリー(株)	代表取締役執行役員社長
理 事	高畑 則雄	(株)シャルレ	取締役
理 事	瀧川 照章	オッペン化粧品(株)	代表取締役社長
理 事	土橋 秀義	(一社)日本クレジット協会	常務理事
理 事	中山 聖仁	(株)アイビー化粧品	常務取締役
理 事	日野原 和夫	(株)丸八真綿販売	代表取締役社長
理 事	福島 剛	(株)ダスキン	執行役員 訪販グループ営業本部長
理 事	巻田 眞一郎	マルコ(株)	監査役
理 事	万場 徹	(公社)日本通信販売協会	専務理事
理 事	門間 浩	訪販化粧品工業協会	常務理事
理 事	安野 晋平	(株)ポーラ	執行役員
理 事	米澤 俊介	(公財)日本クレジットカウンセリング協会	専務理事
理 事	渡邊 裕一	(一社)日本ホームヘルス機器協会	専務理事
監 事	柴田 昇	ミカタ税理士法人	代表税理士
監 事	宮内 征	(株)アサンテ	代表取締役社長

以上28名(理事26名、監事2名)

4. 各委員会委員名簿

総務委員会 委員名簿

令和8年3月31日

(敬称略・順不同)

委員長	水口 英司	(株)ポーラ
副委員長	甚賀 満	フランスベッド販売(株)
〃	徳田 哲也	日本メナード化粧品(株)
委員	石上 祥光	(株)アサンテ
〃	大川 彰権	三基商事(株)
〃	小口 真	(株)丸八真綿販売
〃	久芳 美香	ニュースキンジャパン(株)
〃	鈴木 光師	(株)KTCホールディングス
〃	高澤 新	日本アムウェイ(同)
〃	福留 恵美	(株)ノエビア
〃	松村 友豊	(株)シャルレ
〃	森兼 美枝	オッペン化粧品(株)
	以上12名	

広報委員会 委員名簿

令和8年3月31日

(敬称略・順不同)

委員長	長谷川 慎	(株)ポーラ
副委員長	吉田 友則	(株)エイジアクリエイト
委員	江口 正憲	(株)サニックス
〃	大川 彰権	三基商事(株)
〃	小宮 洋子	(株)アイスター商事
〃	西岡 佳代	(株)アイビー化粧品
〃	松本 哲哉	日本メナード化粧品(株)
	以上7名	

消費者問題委員会 委員名簿

令和8年3月31日

(敬称略・順不同)

委員長	村上 智浩	(株)N I K K E N
副委員長	梅村 ちあき	日本メナード化粧品(株)
〃	渡仲 克行	(株)アサンテ
委員	内村 浩一郎	ハッピーファミリー(株)
〃	小口 真	(株)丸八真綿販売
〃	鈴木 光師	(株)KTCホールディングス
〃	祖父江 薫	(株)アルソア慧央グループ

〃	谷 慎弥	(株)ポーラ
〃	中尾 純人	(株)シャンデール
〃	福留 恵美	(株)ノエビア
〃	前田 美智子	(株)C P コスメティクス
〃	松村 友豊	(株)シャルレ
〃	吉田 友則	(株)エイジアクリエイト
	以上 13 名	

倫理管理委員会 委員名簿

令和 8 年 3 月 31 日
(敬称略・順不同)

委 員	川口 聰	ハッピーファミリー(株)
〃	甚賀 満	フランスベッド販売(株)
〃	中 陽次	エフエムジー&ミッション(株)
〃	松本 哲哉	日本メナード化粧品(株)
	以上 4 名	

倫理審査委員会 委員名簿

令和 8 年 3 月 31 日
(敬称略・順不同)

委 員	高芝 利仁	高芝法律事務所 弁護士
〃	田口 義明	(公財)消費者教育支援センター 理事長 名古屋経済大学 名誉教授
〃	田中 大輔	(一財)日本消費者協会 理事・事務局長
〃	坪田 郁子	(公社)全国消費生活相談員協会 理事長
〃	中村 治嵩	中村・椎名法律事務所 弁護士
	以上 5 名	

消費者救済に係る審査委員会 委員名簿

令和 8 年 3 月 31 日
(敬称略・順不同)

委 員	有山 雅子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 元消費者相談室長
〃	田口 義明	(公財)消費者教育支援センター 理事長 名古屋経済大学 名誉教授
〃	田中 大輔	(一財)日本消費者協会 理事・事務局長
〃	坪田 郁子	(公社)全国消費生活相談員協会 理事長
〃	村 千鶴子	弁護士
	以上 5 名	

5. 会員名簿

令和8年3月31日現在

() 内は主な取扱商品

正会員 110社

(株)アイジェクス (浄水器等)
(株)アイスター商事 (化粧品)
アイドゥー(株) (学習教材)
アイトップス(株) (学習教材)
アイビーイー・テクノ(株) (浄水器等)
(株)アイビー化粧品 (化粧品)
あおいホーム(株) (ソーラーシステム)
(株)アサンテ (害虫駆除)
(株)あすなろ(学習教材)
あすなろ(株) (学習教材)
(株)アルソア慧央グループ (化粧品)
E L J ソーラーコーポレーション(株)
(ソーラーシステム)
(株)ウイング (健康食品)
ウェルネス研究所(株) (健康食品)
(株)ウェルネスプラザ (健康食品)
(株)エイジアクリエイト (学習教材)
(株)栄美 (健康食品)
(株)A P (健康食品)
(株)エヌ・ティー・エイチ (化粧品)
(株)エバース (浄水器等)
エフエムジー&ミッション(株) (化粧品)
(株)L B C (住宅リフォーム)
オープン化粧品(株) (化粧品)
Q. E N E S T でんき(株) (電気)
京セラ(株) (ソーラーシステム)
(株)グッド (学習教材)
グランドウエア(株) (ソーラーシステム)
(株)K T C ホールディングス (学習教材)
(株)高陽社 (健康食品)
(株)サニックス (害虫駆除)
(株)サミットインターナショナル (下着)
S a l a d m a s t e r J a p a n (同) (鍋)
サンクスアイ(株) (健康食品)
サンテクレアール(株) (健康食品)
三和(株) (浄水器等)
(株)サンワハウス (ソーラーシステム)
(株)C P コスメティクス (化粧品)
(株)G r a i s e HOME (住宅リフォーム)
(株)ジェノバ (下着)
シナジーワールドワイド・ジャパン(同) (化粧品)
シナリー(株) (化粧品)
(株)ジャパンヘルスサミット (健康食品)

J A P A N H O M E W A N D (株)
(住宅リフォーム)
(株)シャルレ (下着)
(株)シャンソン化粧品 (化粧品)
(株)シャンドール (下着)
ジュビラン(株) (化粧品)
湘南スターモア化粧品(株) (化粧品)
S H I N - N I K K E N (株) (住宅リフォーム)
新日本ハウス(株) (住宅リフォーム)
(株)住居時間 (住宅リフォーム)
(株)セブテムプロダクツ (化粧品)
(株)セルフ (健康食品)
ソーマ化粧品(株) (化粧品)
タイセイ(株) (浄水器等)
(株)ダスキン (清掃用具)
(株)タップカンパニー (学習教材)
(株)ティプロス (学習教材)
(株)ティルウィンド (学習教材)
(株)デスクスタイル (学習教材)
(株)ナガセビューティケア (化粧品)
(株)ナチュラリープラス (健康食品)
(株)ナミス (健康食品)
(株)ナリス化粧品 (化粧品)
(株)N I K K E N (健康機器)
(株)日健総本社 (健康食品)
(株)ニッシンホームテック (住宅リフォーム)
(株)ニナファームジャポン (健康食品)
日本アムウェイ(同) (化粧品)
日本シャクリー(株) (健康食品)
(株)日本直販総本社 (寝具)
日本ビーエフ(株) (健康食品)
(株)日本ベスト (美容器具)
日本メナード化粧品(株) (化粧品)
ニュースキンジャパン(株) (健康食品・化粧品)
(株)ニューポート (その他商品)
ネオライフ(株) (住宅リフォーム)
(株)ネオライフインターナショナル (健康食品)
ネッフル(株) (下着)
(株)ノエビア (化粧品)
(株)ハーツファミリー (健康食品)
ハーバライフ・オブ・ジャパン(株) (健康食品)
パスウェイ(株) (学習教材)
(株)ハッチーニ丸八 (寝具)
ハッピーファミリー(株) (健康食品)

(株)はなまるリビング (寝具)
(株)PM-Japan (健康食品)
(株)ひのき (学習教材)
フォーデイズ(株) (健康食品)
(株)フヨウサキナ (美容器具)
フランスベッド販売(株) (寝具)
(株)プレスコーポレーション (住宅リフォーム)
(株)ベルセレージュ本社 (化粧品)
豊凜化粧品(株) (化粧品)
(株)ポーラ (化粧品)
マナテックジャパン(同) (健康食品)
(株)マナビス化粧品 (化粧品)
マルコ(株) (下着)
(株)丸八ダイレクト (寝具)
(株)丸八ハートフル (寝具)
(株)丸八真綿販売 (寝具)
三基商事(株) (健康食品)
ミングルプロダクツ(株) (化粧品)
(株)ヤマノホールディングス (宝石・貴金属)
ユサナ・ヘルス・サイエンス・ジャパン(同)
(健康食品)
(株)リンツコーポレーション (住宅リフォーム)
(株)ルーニーホールディングス (オール電化)
(株)ル・シェール (健康食品)
レボティメットホーム(株) (住宅リフォーム)
ワールド・ファミリー(株) (学習教材)

賛助会員（団体）10団体

家庭訪販振興協会
健康関連取引適正事業団
(一社)全国LPガス協会
(一社)全国直販流通協会
(一社)全日本冠婚葬祭互助協会
(一社)日本クレジット協会
(公社)日本新聞販売協会
(一社)日本ホームヘルス機器協会
(一社)根っこワーク協会
訪販化粧品工業協会

賛助会員（企業）26社

(株)AXES Payment (決済代行)
(株)アプラス (信販)
(株)SPサービス (信販)
(株)エフアンドエム (会計サービス)
(株)オリエントコーポレーション (信販)
九州日本信販(株) (信販)
(株)クローバー・ネットワーク・コム
(情報処理)
シエンプレ(株) (情報処理)
(株)ジャックス (信販)
シンガポール政府観光局 (官公庁)
(株)ダブルラック (信販)
(株)DGフィナンシャルテクノロジー (信販)
(株)トワライズ (信販)
日本放送協会首都圏局 (放送サービス)
(株)日本ネットワークシステムズ (情報処理)
(株)日本プラム (信販)
(株)白寿生科学研究所 (治療器製造業)
Hilton Grand Vacations Japan(同) (不動産)
フマキラー・トータルシステム(株) (薬剤)
(株)フレア (イベント企画)
プレミア(株) (信販)
(株)マツモト交商 (原材料卸業)
MARINA BAY SANDS PTE.LTD. (ホテル)
(株)マルタカ (治療器製造業)
三井住友カード(株) (信販)
YKC・システムコンサルティング(株)
(情報処理)

令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、付属明細書は作成していない。

令和8年6月16日
公益社団法人日本訪問販売協会